

涌谷町こども計画

(素案)

令和8年2月

目 次

第1部 序 論	1
第1章 計画の概要	2
第2章 こども・若者を取り巻く環境	4
1 関連法令の動向	4
2 関連計画等の方向性	6
第3章 涌谷町のこども・若者の状況	8
第4章 各種調査・意見聴取の概要	18
1 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査	18
2 関係団体アンケート調査	26
3 小・中学生アンケート調査	32
第5章 こども施策における課題	39
第2部 基本方針	43
第1章 計画の基本的な方向	44
1 基本理念	44
2 基本的な視点	44
3 基本目標	45
第2章 施策体系	46
第3章 計画の推進	47
1 推進体制	47
2 進捗管理	47
第3部 施策の展開	49
基本目標1 全てのこども・若者の健やかな成長と自立支援	50
1-1 こども・若者の健康の維持・増進	50
1-2 多様な体験・交流活動の促進	52
1-3 特色ある学校教育の推進	54
1-4 こども・若者の居場所づくりと活躍の促進	56
1-5 若者の就労等支援	58
1-6 こども・若者の安全・安心の確保	60
基本目標2 困難を有するこども・若者やその家族の支援	62
2-1 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	62
2-2 不登校、ヤングケアラー、ニート、ひきこもり等への支援	64
2-3 障害のあるこども・若者への支援	66
2-4 権利擁護といじめ防止、児童虐待防止対策の推進	68
2-5 こども・若者の自殺対策の推進	70

基本目標3 誕生前から子育て期にわたる切れ目のない支援	72
3-1 希望する結婚、妊娠、出産支援	72
3-2 包括的な相談支援体制の強化	74
3-3 ひとり親家庭の支援	76
3-4 経済的支援の充実	78
基本目標4 地域ぐるみの子育て支援	80
4-1 多様なニーズに対応した教育・保育の充実	80
4-2 仕事と子育ての両立支援	82
4-3 地域子育て支援、家庭教育支援	84
4-4 子育て情報の発信	86
 第4部 量の見込みと確保方策	87
第1章 教育・保育事業	88
1 教育・保育提供区域の設定	88
2 認定区分の設定	89
3 施設型給付	90
4 地域型保育給付	92
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	93
第2章 地域子ども・子育て支援事業	94
第3章 放課後児童対策パッケージ	105
1 放課後児童の受け皿の確保	105
2 放課後児童対策の推進	106

「こども」の表記について

本計画では、こども基本法にならい、原則「こども」と平仮名で表記します。
 ただし、法令に根拠がある場合（子ども・子育て支援事業など）や固有名詞を用いる場合（わくや子どもの心のケアハウスなど）は、それに従うこととします。

第1部

序 論

第1章 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

急速な少子化・核家族化の進行、地域社会におけるつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。近年では、子育ての孤立感や負担感の増加、いじめや不登校の深刻化、児童虐待相談件数の高止まりといった課題が顕在化しています。これらを受け、国は、令和5年（2023年）4月に「こども基本法」を施行するとともに、同法に基づいた「こども大綱」を策定し、子ども・若者を権利の主体として捉え、その最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を推進しています。

涌谷町（以下、「本町」という。）においても、少子高齢化と人口減少が加速しています。また、核家族世帯が5割を超え、共働き世帯が増加する中で、地域や親族に頼りづらい「孤育て（こそだて）」が増えています。さらに、子ども・若者の悩みも多様化・複雑化し、不登校児童生徒数やいじめ、児童虐待の認知件数が増加傾向にあり、ヤングケアラー*やひきこもり、精神的な不安を抱える若者への支援も喫緊の課題となっています。

こうした中、本町ではこれまで、「次世代育成支援行動計画」や「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認定こども園の開設支援や町立幼稚園の預かり保育の充実など、教育・保育の受け皿確保に努めてきました。また、令和6年4月には、母子保健機能と児童福祉機能を一体化した「涌谷町こども家庭センター（わくやっ子センター）」を設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な相談支援体制を構築しました。さらに、地域社会全体で子育てを支える「わくや地域子育て応援団（ファミリー・サポート・センター事業）」の運営や、放課後児童クラブ、放課後こども教室の全校実施など、子どもの居場所づくりと保護者の仕事と子育ての両立支援にも注力してきました。

引き続き、少子化対策や子育て家庭に対する包括的な支援を推進するとともに、「こども基本法」及び「こども大綱」の趣旨にのっとり、子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子どもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくために力を注いでいく必要があります。

本町では、昨年度、第3期子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画として位置づける「涌谷町・安心子育て支援プラン」を策定しましたが、こども基本法の施行及び宮城県が令和7年度を初年度とする「みやぎこども幸福計画」を策定したことを踏まえ、その理念にのっとり、涌谷町・安心子育て支援プランの内容も含めた「涌谷町こども計画」（以下、「本計画」という）を策定することとします。

* ヤングケアラー：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

(2) 計画の位置づけ

- こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置づけ、こども大綱及びみやぎこども幸福計画を勘案し、本町におけるこども施策について示すものです。
- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけます。
- 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」に位置づけます。
- 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」に位置づけます。
- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」に位置づけます。

(3) 計画期間

計画期間は、第3期子ども・子育て支援事業計画の最終年度と合わせ、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
こども計画					
第3期子ども・子育て支援事業計画					

(4) 計画の対象

本計画は、全てのこども・若者と子育て当事者を対象とします。本計画では「こども」を乳幼児期から思春期までの者とし、「若者」を思春期、青年期から概ね39歳までの者とします。なお、思春期は施策等によって「こども」「若者」にそれぞれ該当する部分があります。

なお、「こども基本法」では、「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう支えていくことを示したものであり、こどもが、若者になり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本計画においても、こども基本法の趣旨にのっとり、こども・若者に対する切れ目のない支援を行っていきます。

乳幼児期 義務教育年齢に 達するまで	学童期 小学生	思春期 中学生～ 概ね18歳	青年期 概ね18歳～ 概ね30歳	ポスト青年期 概ね30歳～ 概ね39歳
こども				若者

第2章 こども・若者を取り巻く環境

1 関連法令の動向

(1) こども基本法

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたつて幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。同法では、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

【こども基本法における6つの基本理念】

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

(2) 子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援給付その他必要な支援を行い、一人一人のこどもが健やかに成長し、及びこどもを持つことを希望する者が安心してこどもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。

「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月に成立しました。

(3) 次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的としています。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された10年間の時限立法「次世代育成支援対策推進法」が令和6年に改正、令和17年3月31日まで延長されました。

(4) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

貧困により、子どもが適切な養育や教育、医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、社会から孤立することのないよう、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的としています。

令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称され、その目的や基本理念の充実等が盛り込まれています。

(5) 子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組を総合的に推進することを目的として制定・施行されました。

令和6年6月の改正により、「ヤングケアラー」を支援の対象として対応を強化することが明記されました。

(6) その他関連法の動向

① 地域共生社会の実現

令和2年6月の社会福祉法の改正により「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月より施行されています。

② 児童虐待防止

令和4年6月に児童福祉法が改正されました。

- ・市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「子ども家庭センター」の設置の努力義務化
- ・全ての子育て世帯や子どもが身近に相談できる「地域子育て相談機関」の設置の努力義務化
- ・「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の創設 等

③ 障害児支援施策

日常生活及び社会生活を営むために恒常に医療的ケアを受けることが不可欠な児童の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止するため、令和3年6月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立しました。

④ 雇用・就労関連

令和6年5月に育児・介護休業法が改正されました。

- ・子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現させるための措置の拡充
- ・育児休業取得状況の公表義務の対象拡大 等

2 関連計画等の方向性

(1) こども大綱（国）

こども大綱は、こども基本法に基づき、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めたものです。

市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう努めなければなりません。

【こども大綱が目指す「こどもまんなか社会】

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

(2) みやぎこども幸福計画（県）

みやぎこども幸福計画は、県として重点的に取り組む施策の方向性を明確にし、みやぎの将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを生み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進するため、国のことども大綱及びみやぎ子ども・子育て県民条例に基づく基本的施策等を盛り込んだ計画です。

【みやぎこども幸福計画の基本理念】

誰もが安心して子どもを生み育て、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望を持って、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくりを目指す。

(3) 第六次涌谷町総合計画

本町では、令和8年度を初年度とする「第六次涌谷町総合計画」を策定しています。総合計画は町政の最上位計画となるもので、将来像を定め、その実現に向けたまちづくりの方針を示しています。

【第六次涌谷町総合計画に掲げる将来像】

つながりがしあわせを育む笑顔のまち 黄金郷わくや

【将来像実現のための5つの基本目標】

基本目標1 みんながつながり にぎわいが生まれるまちづくり

基本目標2 みんながつながる 健康と安心のまちづくり

基本目標3 みんなとつながり 学び輝くまちづくり

基本目標4 みんなに選ばれる 安全で快適なまちづくり

基本目標5 みんなでつくる 活力のあるまちづくり

(4) 第7期涌谷町地域福祉計画

令和8年度を初年度とする「第7期涌谷町地域福祉計画」は、本計画の上位計画に位置付けており、地域福祉を推進するまでの基本的な考え方を明らかにするとともに、各分野・主体における具体的な活動の指針となっています。

また、この計画では、社会福祉法に規定される「重層的支援体制整備事業実施計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見利用促進計画」と一体的に策定し、包括的な支援体制の深化や権利擁護の視点も包含しています。

【第7期涌谷町地域福祉計画の基本理念】

住民どうしが支え合い、誰もが自分らしく

安心して暮らせるまちづくり

【基本理念実現のための3つの基本目標】

基本目標1 一人ひとりを尊重し、支え合う人を育む

基本目標2 地域と人をつなげる

基本目標3 安全・安心な暮らしの基盤をつくる

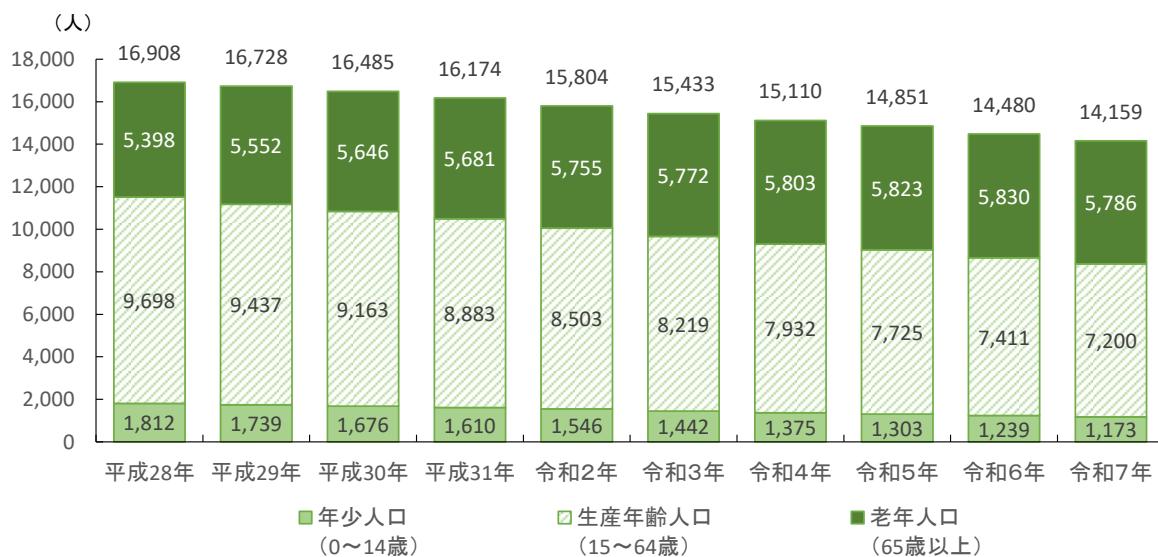
第3章 涌谷町のこども・若者の状況

(1) 人口の推移

本町の総人口は減少傾向にあり、平成28年の16,908人から令和7年には2,749人(16.3%)減少し、14,159人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で老人人口は増加傾向が続いている、高齢化率も40.9%まで上昇しています。

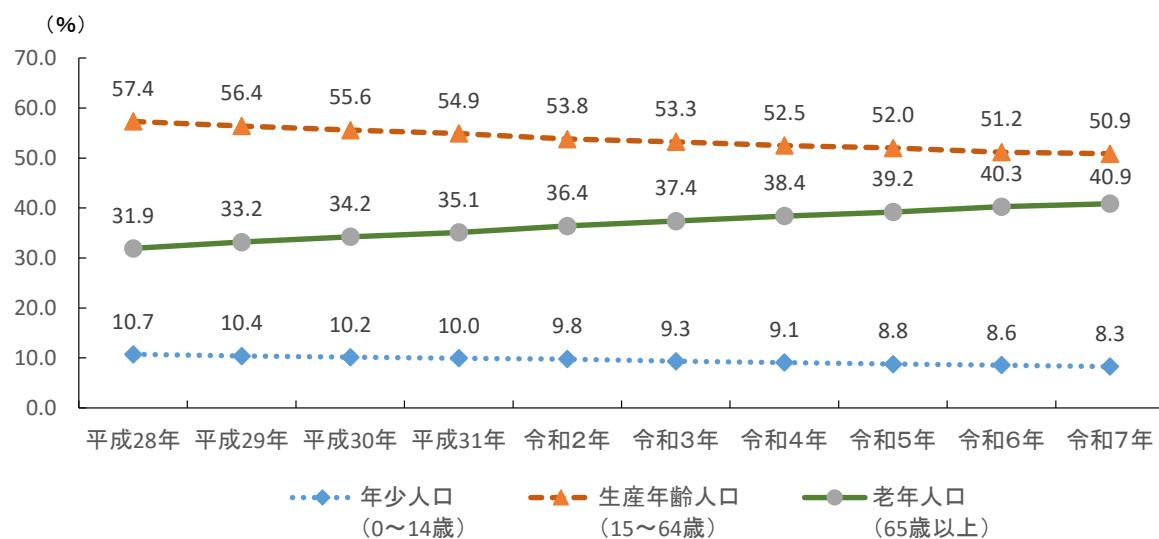
今後も人口減少、少子高齢化の傾向が続くものと見込まれます。

【年齢3区分別人口の推移】



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

【年齢3区分別人口割合の推移】

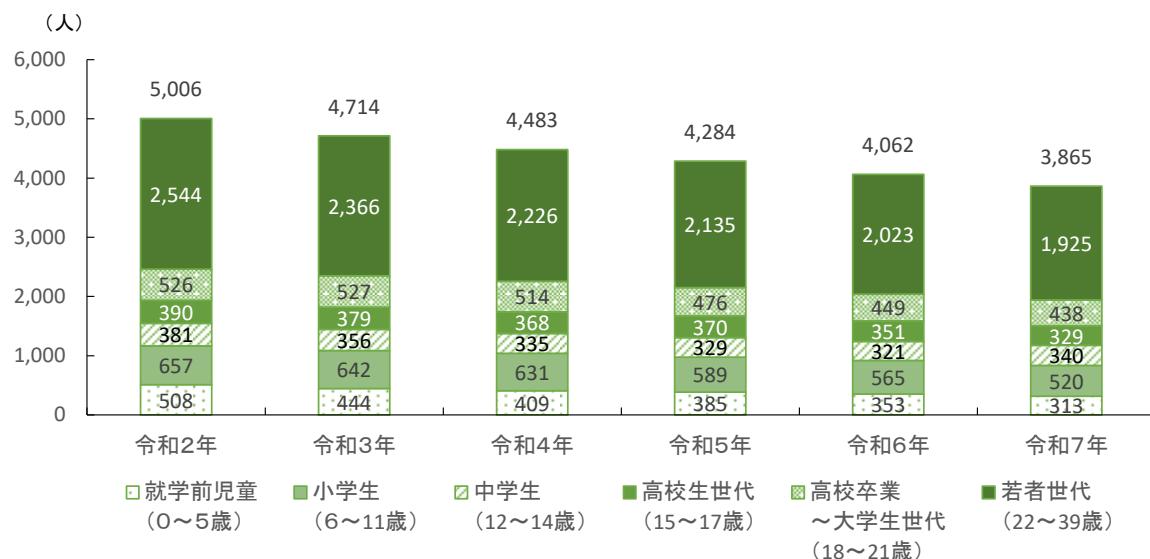


出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

こども・若者世代（0～39歳）の人口は減少傾向にあり、令和2年の5,006人から、令和7年には1,141人（22.8%）減少し、3,865人となっています。

ライフステージ別にみると、全ての世代で減少となっており、特に就学前児童及び若者世代において減少が大きくなっています。

【ライフステージ別人口の推移】

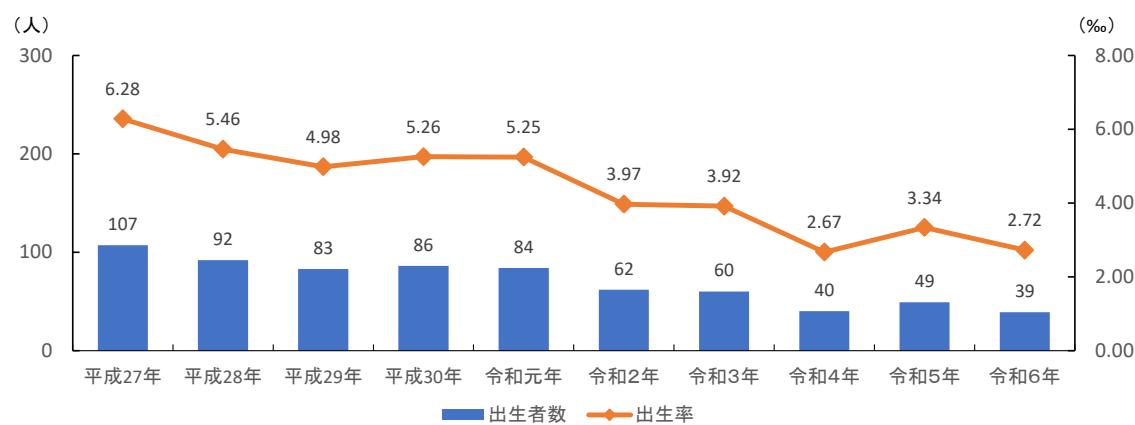


出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

（2）出生数・率

本町の出生数は、増減があるものの概ね減少傾向が続き、平成27年には107人でしたが、令和6年には39人となっています。人口千人あたり出生数（出生率）も減少傾向となっています。

【出生数・率の推移】

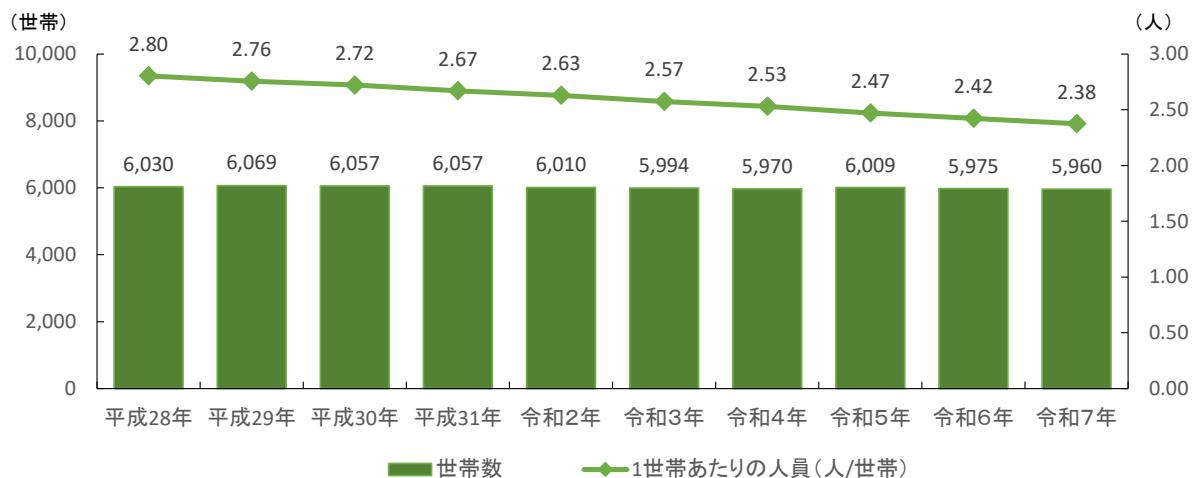


出典：人口動態総覧

(3) 世帯の状況

本町の世帯数は増加傾向となっており、平成 28 年の 6,030 世帯から令和 7 年には 5,960 世帯となっており、大きな変化はありません。一方で、1 世帯あたり人員は減少し続けており、核家族世帯、単独世帯の増加がうかがえます。

【世帯数・1 世帯あたり人員の推移】



出典：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）

本町の世帯構成の状況をみると、平成 22 年から令和 2 年にかけて単独世帯及び核家族世帯が増加し、3 世代世帯が減少しています。宮城県や全国と比べると、単独世帯の割合が低く、3 世代世帯の割合が高い特徴がみられます。

こどもがいる世帯の状況をみると、6 歳未満のこどもがいる世帯、18 歳未満のこどもがいる世帯ともに減少傾向にありますが、いずれも平成 22 年から令和 2 年にかけて核家族世帯の割合が増加しており、令和 2 年には、5 割以上が核家族世帯となっています。

【世帯構成別世帯数・割合の推移と比較】

	涌谷町				宮城県	全国
	平成22年		令和2年		令和2年	令和2年
	世帯数	割合	世帯数	割合	割合	割合
一般世帯	5,483	—	5,430	—	—	—
うち単独世帯	984	17.9%	1,276	23.5%	36.9%	38.0%
うち核家族世帯	2,795	51.0%	2,907	53.5%	51.7%	54.1%
うち3世代世帯	1,294	23.6%	848	15.6%	6.9%	4.2%

出典：国勢調査

【こどもがいる世帯数・割合の推移】

	平成22年		平成27年		令和2年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
6歳未満のこどもがいる世帯数	512	—	462	—	358	—
うち核家族世帯	220	43.0%	223	48.3%	211	58.9%
うち母子世帯	15	2.9%	9	1.9%	14	3.9%
うち父子世帯	1	0.2%	0	0.0%	1	0.3%
18歳未満のこどもがいる世帯数	1,393	—	1,247	—	1,051	—
うち核家族世帯	609	43.7%	586	47.0%	568	54.0%
うち母子世帯	73	5.2%	76	6.1%	70	6.7%
うち父子世帯	10	0.7%	8	0.6%	5	0.5%

出典：国勢調査

こども（0～9歳）及び子育て世代（25～39歳）の転入・転出の状況をみると、こども、子育て世帯ともに、転出者数が転入者数を上回る転出超過の年が多くなっています。こどもにおいては、令和4年および令和5年に転入者数が転出者数を上回る転入超過となっていますが、子育て世帯は転出超過が続いている。

【こどもの転入・転出の状況】

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
転入	0歳～4歳	31	18	15	22	21	9
	5歳～9歳	13	4	18	9	10	9
	計	44	22	33	31	31	18
転出	0歳～4歳	35	25	31	15	17	15
	5歳～9歳	13	14	15	5	8	14
	計	48	39	46	20	25	29

出典：住民基本台帳

【子育て世代の転入・転出の状況】

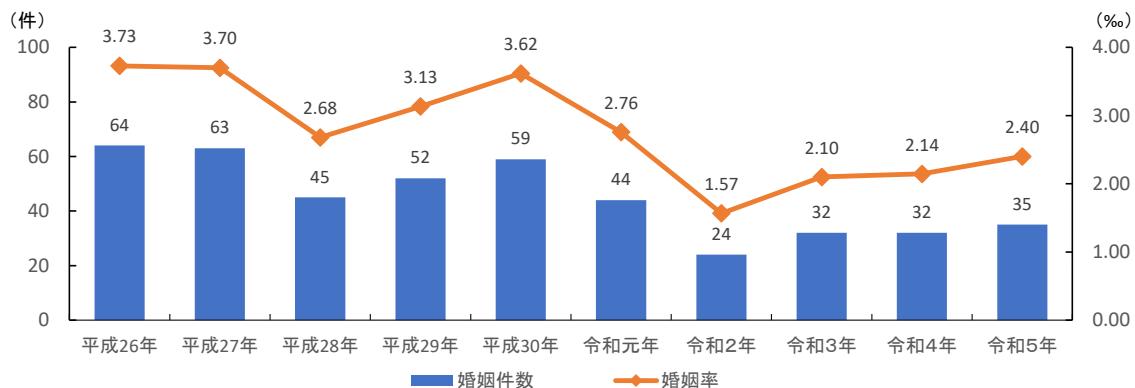
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
転入	25歳～29歳	48	50	47	34	42	41
	30歳～34歳	48	42	34	39	35	20
	35歳～39歳	27	21	18	25	19	20
	計	123	113	99	98	96	81
転出	25歳～29歳	72	71	81	40	59	56
	30歳～34歳	53	59	54	46	38	40
	35歳～39歳	41	34	37	22	28	32
	計	166	164	172	108	125	128

出典：住民基本台帳

（4）婚姻・離婚

本町の婚姻、離婚の状況をみると、婚姻件数は令和2年まで減少傾向にあったものの、近年は増加傾向がみられ、人口千人あたり婚姻件数（婚姻率）も同様の傾向となっています。離婚件数は、前年から大きく増加した令和2年を除いて、平成26年から概ね横ばいで推移しており、人口千人あたり離婚件数（離婚率）も同様の傾向となっています。

【婚姻件数・率の推移】



出典：人口動態統計（各年12月31日現在）

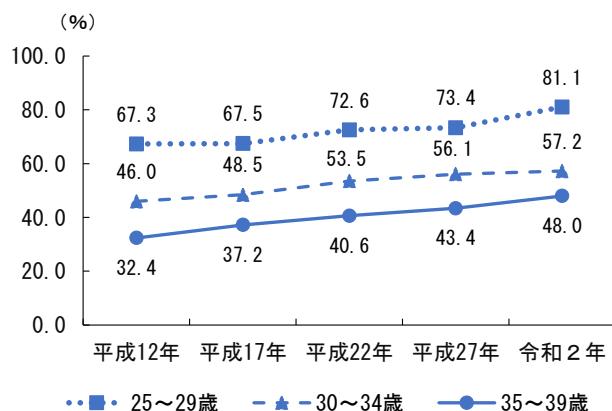
【離婚件数・率の推移】



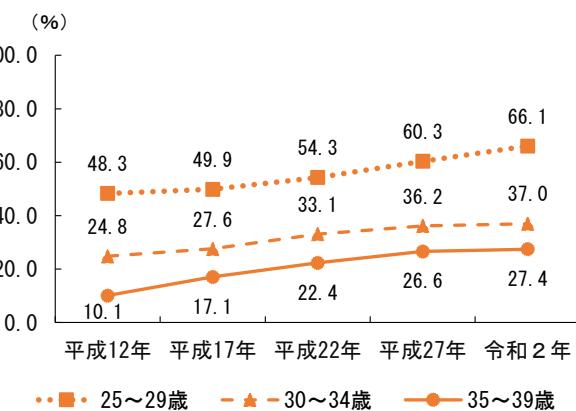
出典：人口動態統計（各年12月31日現在）

本町における25～39歳の未婚率は性別・年代問わず上昇傾向にあり、平成12年から令和2年の間で10ポイント以上の増加となっています。また、全ての年代で男性の方が女性よりも未婚率が高くなっています。令和2年においては各年代で15ポイント以上の差がみられます。

【男性未婚率の推移】



【女性未婚率の推移】



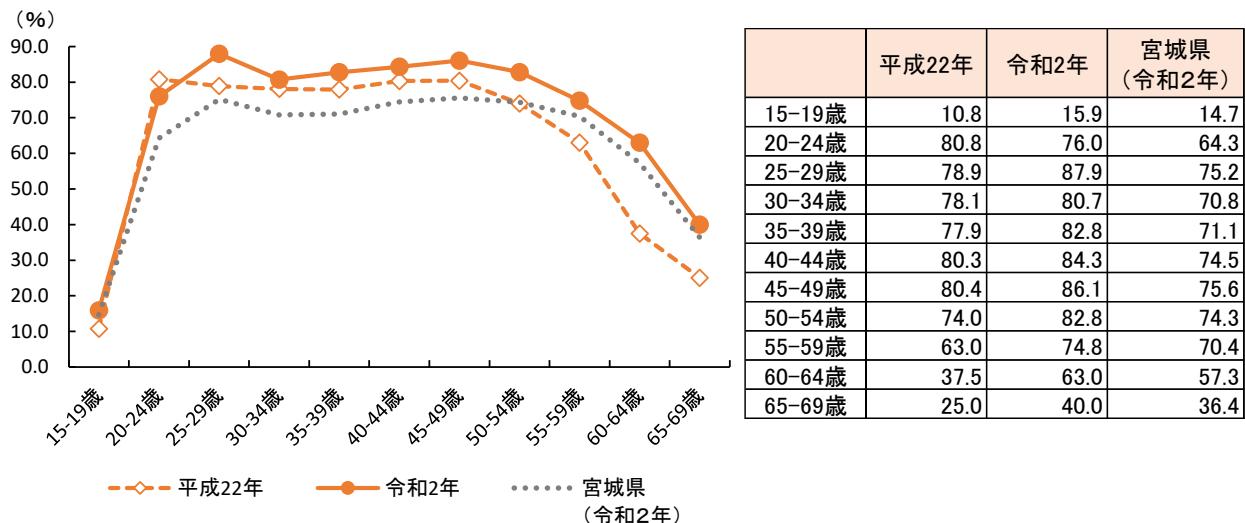
出典：国勢調査

(5) 女性の就労状況

女性の年齢別労働力率の状況について、平成 22 年から令和 2 年の変化をみると、子育て世代では、20~24 歳以外の年齢で労働力率が増加しており、特に 25~29 歳及び 50 歳以上で大きく増加しています。

宮城県と比べると、全ての年齢で本町が宮城県の労働力率を上回っており、特に 20~49 歳の労働力率が高くなっています。

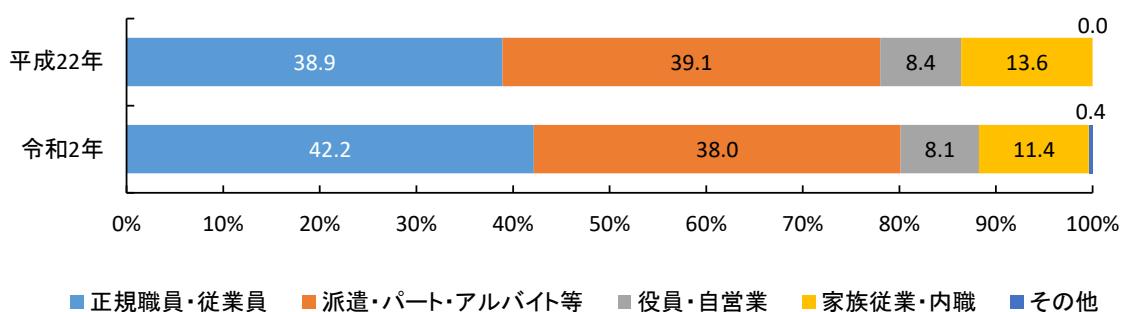
【年齢別 女性の労働力率の状況】



出典：国勢調査

女性の従業上の地位の状況をみると、平成 22 年から令和 2 年にかけて、正規職員・従業員の割合がやや増加し、派遣・パート・アルバイト等、役員・自営業、家族従業・内職の割合がやや減少しています。

【女性の従業上の地位の状況】



出典：国勢調査

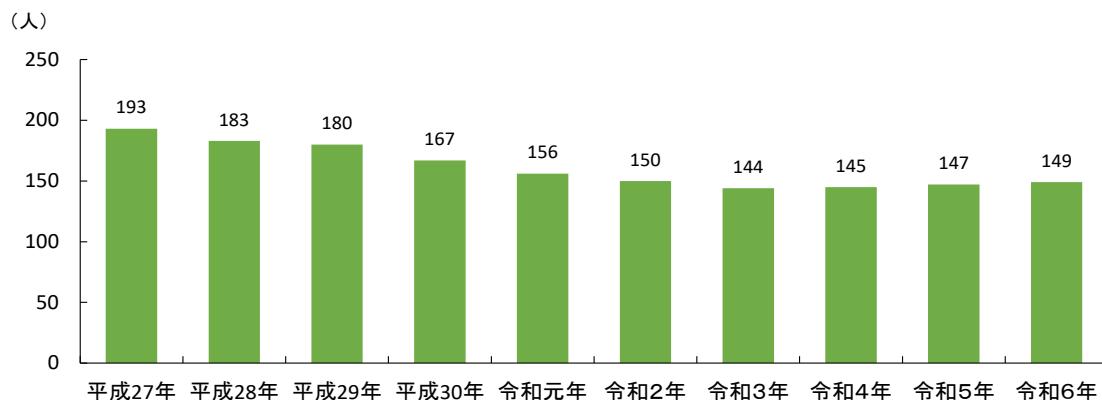
(6) こどもの貧困

児童扶養手当の受給者数は令和3年まで減少傾向にありましたが、近年はやや増加傾向で推移しており、令和6年には149人となっています。

小・中学校就学援助は令和2年から概ね横ばいで推移しており、令和6年には要保護が6人、準保護が133人となっています。

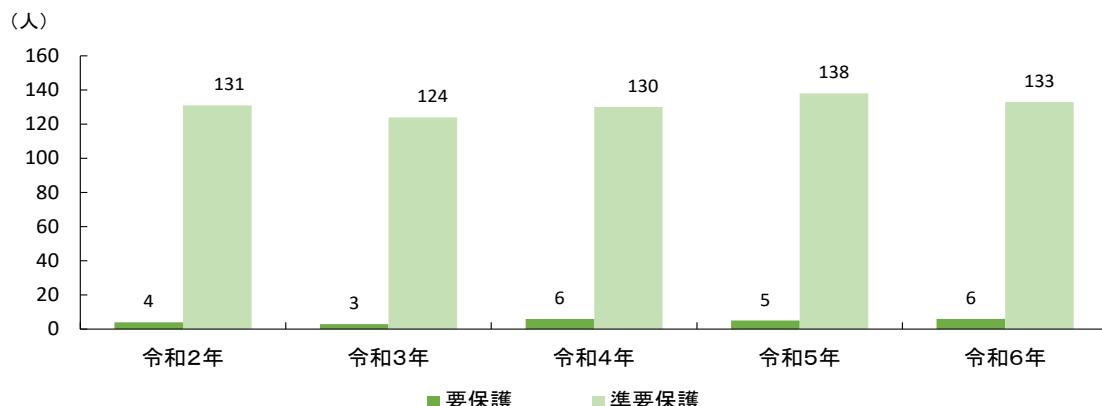
生活保護の被保護世帯は概ね増加傾向にあり、令和5年には被保護世帯が132世帯、保護率は11.0%となっています。

【児童扶養手当受給者数の推移】



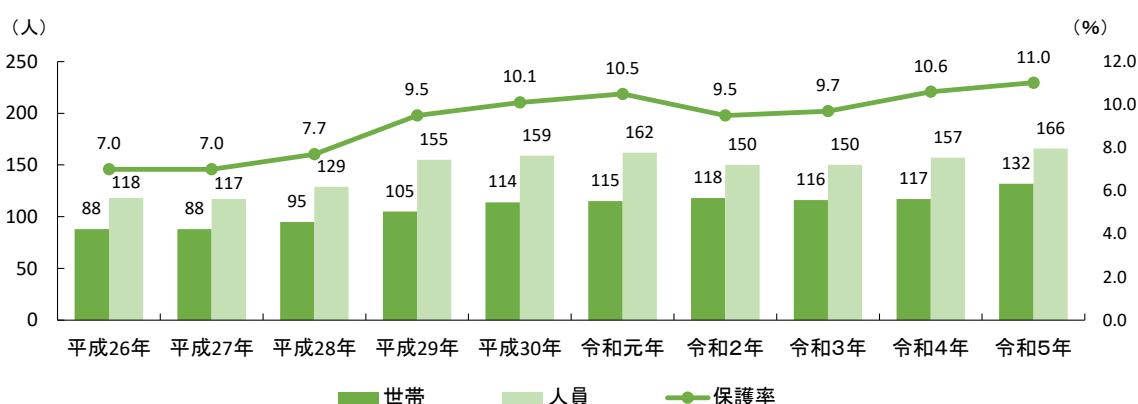
出典：現況届名簿

【小・中学校就学援助の推移】



出典：就学援助実施調査

【生活保護の被保護世帯の推移】



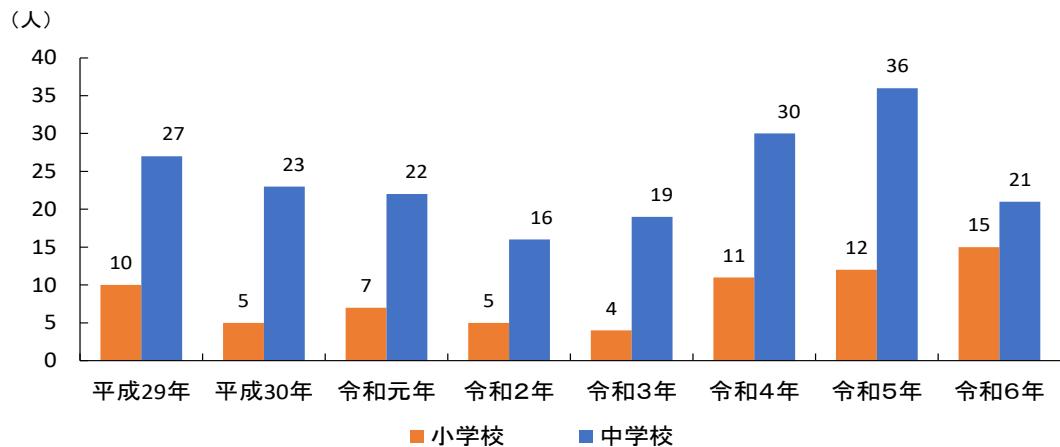
出典：涌谷町統計書

(7) 困難を抱えるこども・若者

不登校の児童・生徒数は令和2年を境に増加に転じていましたが、中学校においては令和6年に前年から減少となっています。令和6年においては小学校で15人、中学校で21人となっています。

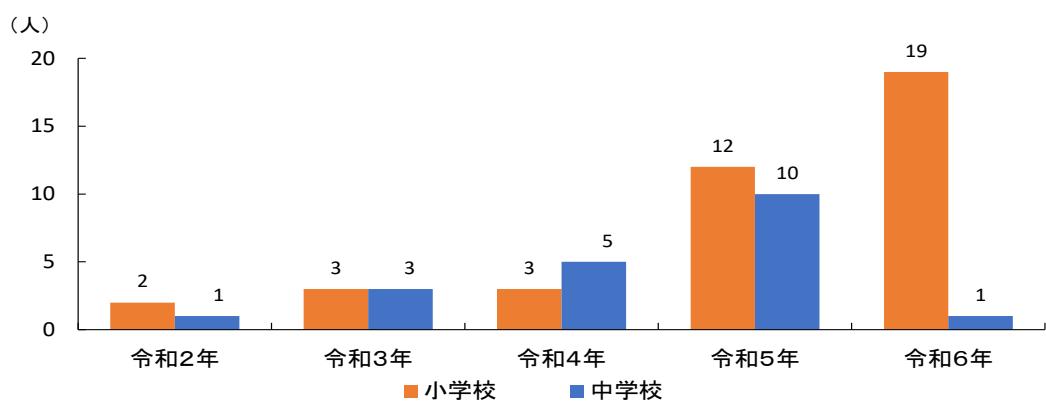
いじめ認知件数は令和4年までは小学校・中学校ともに5件以下でしたが、令和5年に大きく増加しています。令和6年においては、小学校はさらに増加して19件となっていますが、中学校は減少して1件となっています。

【不登校の児童・生徒数の推移】



出典：児童生徒状況一覧

【いじめ認知件数の推移】

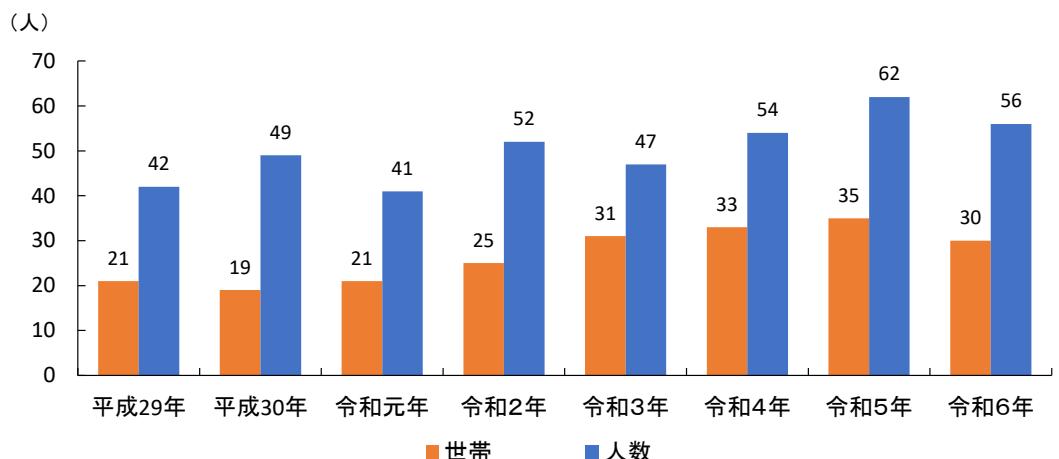


出典：児童生徒状況一覧

児童虐待の認知件数は概ね増加傾向で推移しており、令和6年には30世帯、56人の児童虐待が確認されました。

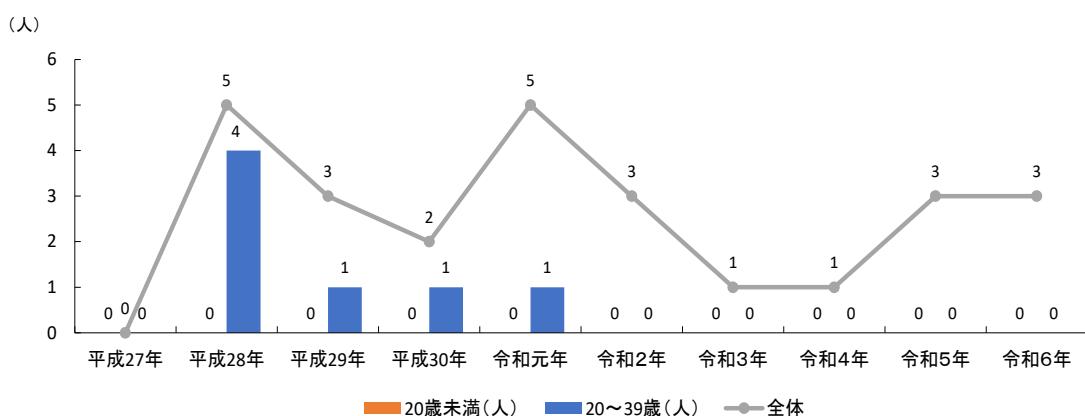
本町における自殺者は毎年5人以下となっており、39歳未満の自殺者がいる年は過去10年で4回みられます。そのうち、20歳未満は0人となっています。

【児童虐待認知件数の推移】



出典：子育て支援課

【自殺者数の推移】



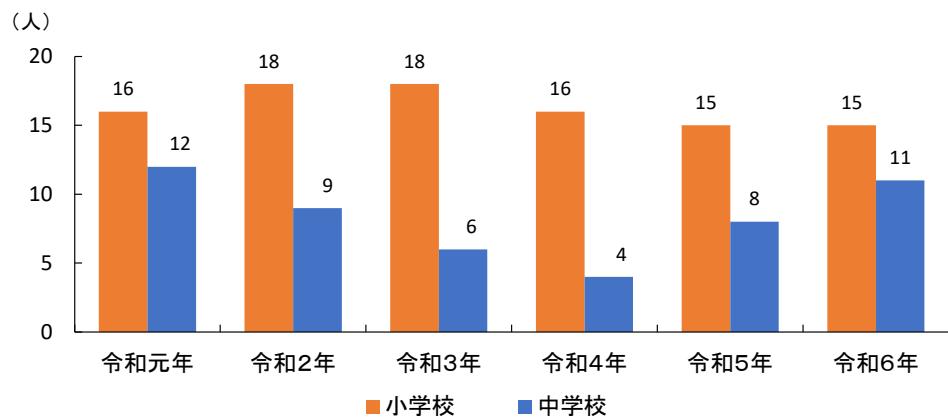
出典：地域における自殺の基礎資料

(8) 特別支援教育

特別支援学級在籍の児童・生徒数は、小学校においては概ね横ばいで推移していますが、中学校においては令和4年を境に減少から増加傾向に転じています。

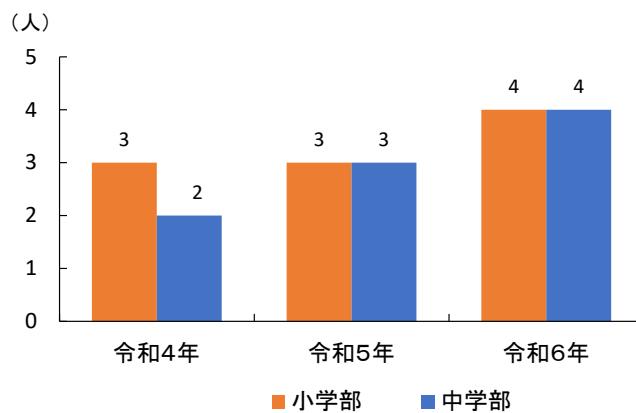
特別支援学校在籍者は毎年数人程度で推移しており、令和6年においては小学校で4人、中学校で4人となっています。

【特別支援学級在籍児童・生徒数の推移】



出典：教育総務課

【特別支援学校在籍者の推移】



出典：教育総務課

第4章 各種調査・意見聴取の概要

1 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査

(1) 実施概要

- 調査対象：小学生未満のお子さんがいらっしゃるご家庭及び 18 歳以上 39 歳以下の町民
- 調査期間：令和 6 年 4 ～ 5 月
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：

配付数	回収数	無効票*	有効回収数	有効回収率
1,472 票	403 票	11 票	392 票	26.6%

*無効票は、全問無回答のものです。

【調査結果のみかた】

この調査の分析結果を読む際の留意点は以下のとおりです。

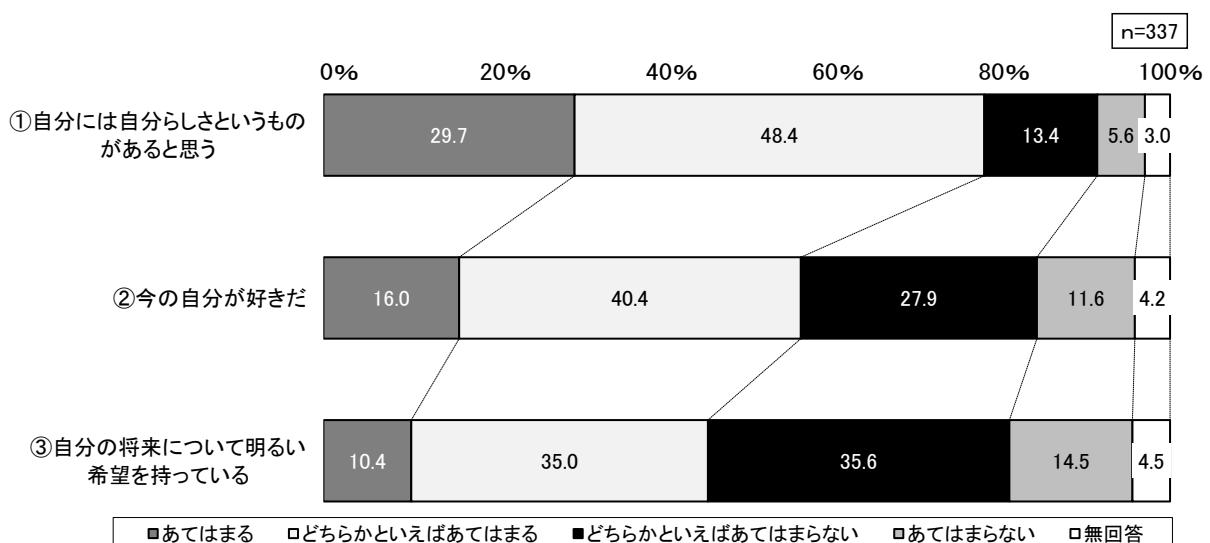
- 「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
- 百分比による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を 100% として算出し、本文及び図表の数字に関しては、全て小数点第 2 位以下を四捨五入し、小数点第 1 位までを表記します。また、複数回答の設問では、全ての比率の合計が 100% を超えることがあります。
- 設問のなかには前間に答えた人のみが答える「限定設問」があり、表中の「回答者数」が全体より少なくなる場合があります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果または回答者が皆無であることをあらわします。
- 母数が 100 未満の場合の百分率は、統計的誤差が大きい可能性が高いので数値の取り扱いには特に注意が必要となります。
- 選択肢の語句が長い場合、本文中及び図表中では省略した表現を用いる場合があります。

(2) 調査結果の概要

① 自分自身について

○自分自身について、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた『あてはまる』の割合は、「自分には自分らしさというものがあると思う」が 78.1%、「今の自分が好きだ」が 56.4%、「自分の将来について明るい希望を持っている」が 45.4%となっています。

○年齢別にみると、いずれも年齢が上がるにつれて『あてはまらない』の割合が高くなる傾向がみられます。「今の自分が好きだ」については、35~39歳で『あてはまらない』と回答した人は5割弱、「自分の将来について明るい希望を持っている」については、30~34歳で『あてはまらない』と回答した人は6割超となっています。

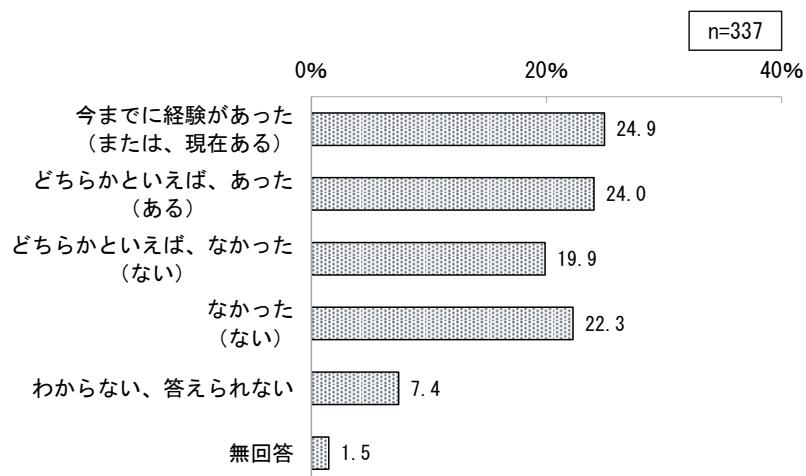


		合計	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない	無回答
①自分には自分らしさというものがあると思う	18~24歳	73	37.0	45.2	6.8	6.8	4.1
	25~29歳	58	29.3	50.0	12.1	6.9	1.7
	30~34歳	77	28.6	49.4	14.3	3.9	3.9
	35~39歳	129	26.4	48.8	17.1	5.4	2.3
②今の自分が好きだ	18~24歳	73	26.0	38.4	12.3	15.1	8.2
	25~29歳	58	20.7	44.8	24.1	8.6	1.7
	30~34歳	77	14.3	39.0	36.4	6.5	3.9
	35~39歳	129	9.3	40.3	33.3	14.0	3.1
③自分の将来について明るい希望を持っている	18~24歳	73	20.5	37.0	20.5	13.7	8.2
	25~29歳	58	12.1	43.1	34.5	8.6	1.7
	30~34歳	77	3.9	29.9	48.1	13.0	5.2
	35~39歳	129	7.8	33.3	37.2	18.6	3.1

② 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかつた経験

- 今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかつた経験があつたかどうかについて、「今までに経験があつた（または、現在ある）」が 24.9%、「どちらかといえば、あつた（ある）」が 24.0%で、合わせると 48.9%の人が『あつた（ある）』と回答しています。
- 性別にみると、女性のほうが男性に比べて「今までに経験があつた（または、現在ある）」の割合がやや高くなっています。
- 年齢別にみると、30～34歳で『あつた（ある）』の割合が 61.1%と高くなっています。

■社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかつた経験



■性別・年齢別クロス集計

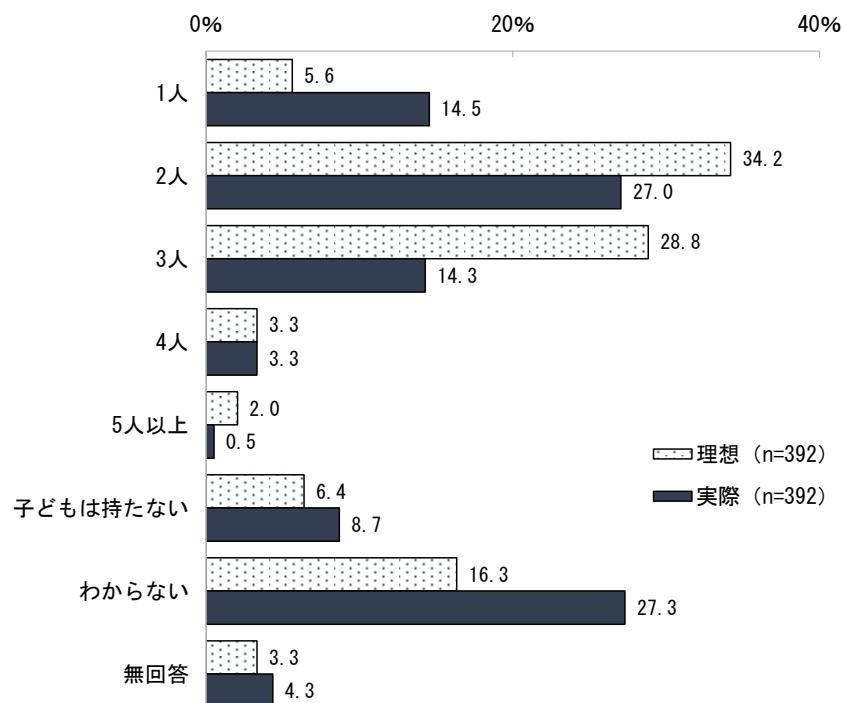
単位：人、%

		合計	今までに経験があつた（または、現在ある）	どちらかといえば、あつた（ある）	どちらかといえば、なかつた（ない）	なかつた（ない）	わからない、答えられない	無回答
性別	全体	392	23.2	25.0	19.6	23.5	7.1	1.5
	男性	124	17.7	28.2	19.4	25.0	8.9	0.8
性別	女性	257	25.3	23.7	19.8	22.6	6.6	1.9
	答えたくない	9	44.4	22.2	11.1	22.2	0.0	0.0
年齢	18～24歳	73	20.5	26.0	15.1	23.3	12.3	2.7
	25～29歳	58	27.6	17.2	25.9	22.4	6.9	0.0
	30～34歳	77	28.6	32.5	9.1	20.8	6.5	2.6
	35～39歳	129	24.0	20.9	26.4	22.5	5.4	0.8
	40～44歳	34	11.8	41.2	17.6	23.5	2.9	2.9
	45歳以上	21	14.3	14.3	19.0	42.9	9.5	0.0

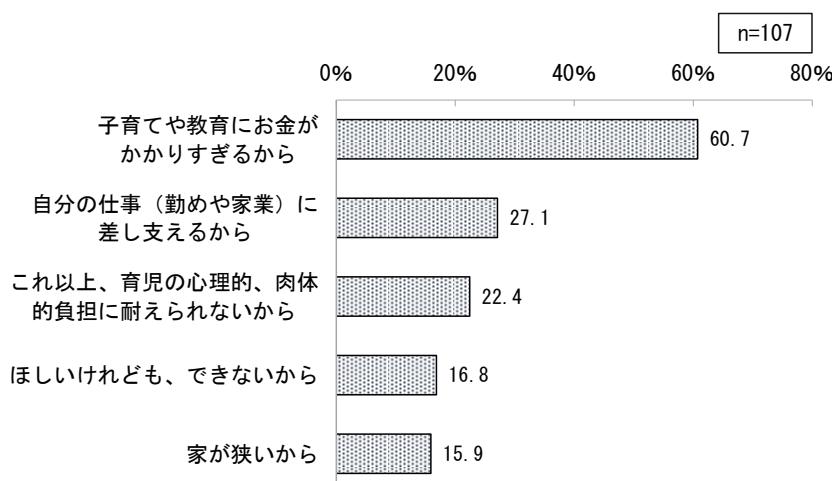
③ 子どもの数について

- 理想の子どもの数と実際の子どもの数について、2人、3人を理想としつつも、実際には1人、2人となっている状況がうかがえます。
- 実際の子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由について、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が60.7%で最も高く、次いで「自分の仕事（勤めや稼業）に差し支えるから」が27.1%、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」が22.4%と続いています。

■理想の子どもの数と実際の子どもの数



■実際の子どもの数が理想の子どもの数より少ない理由

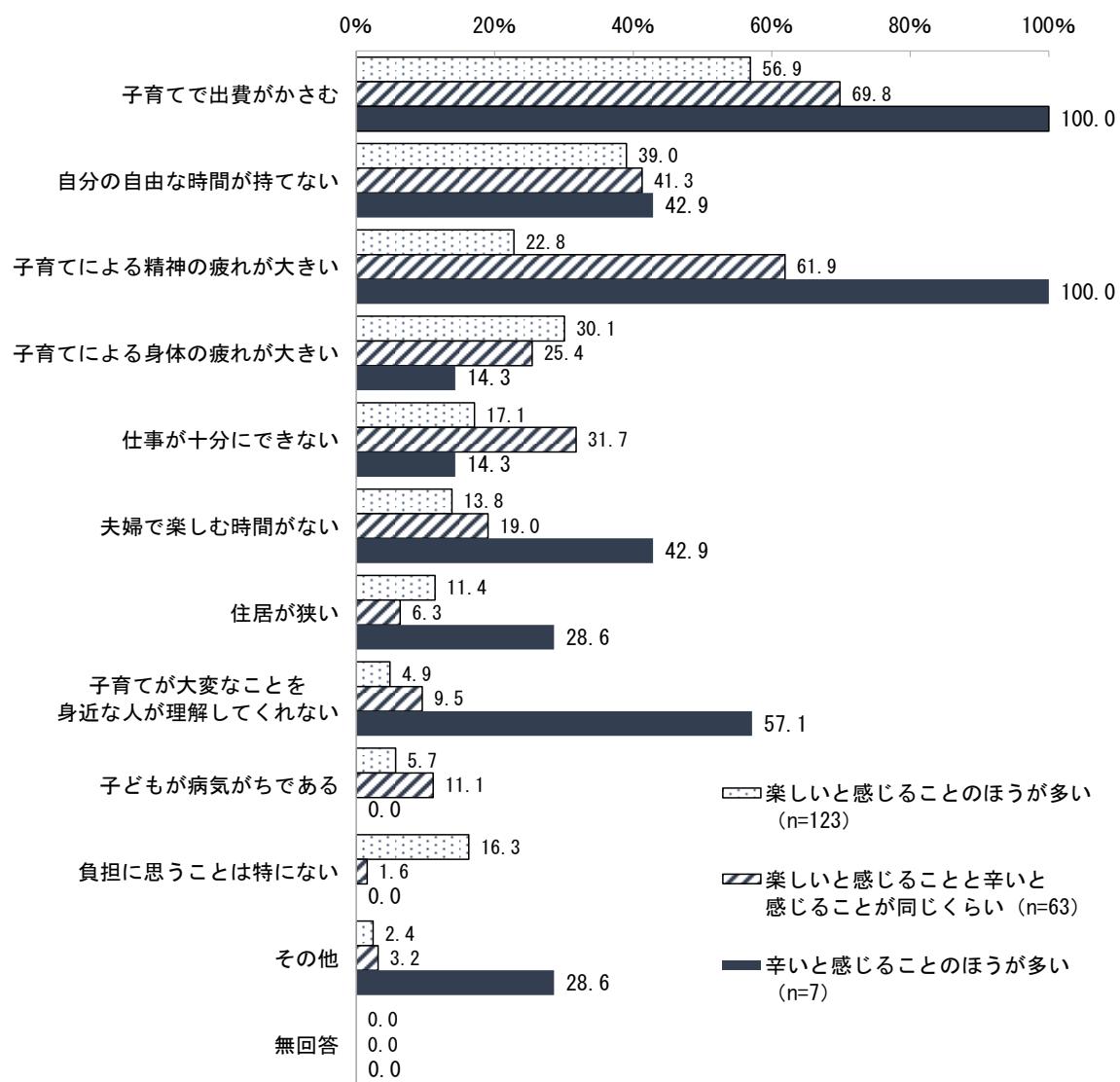


④ 子育てについて

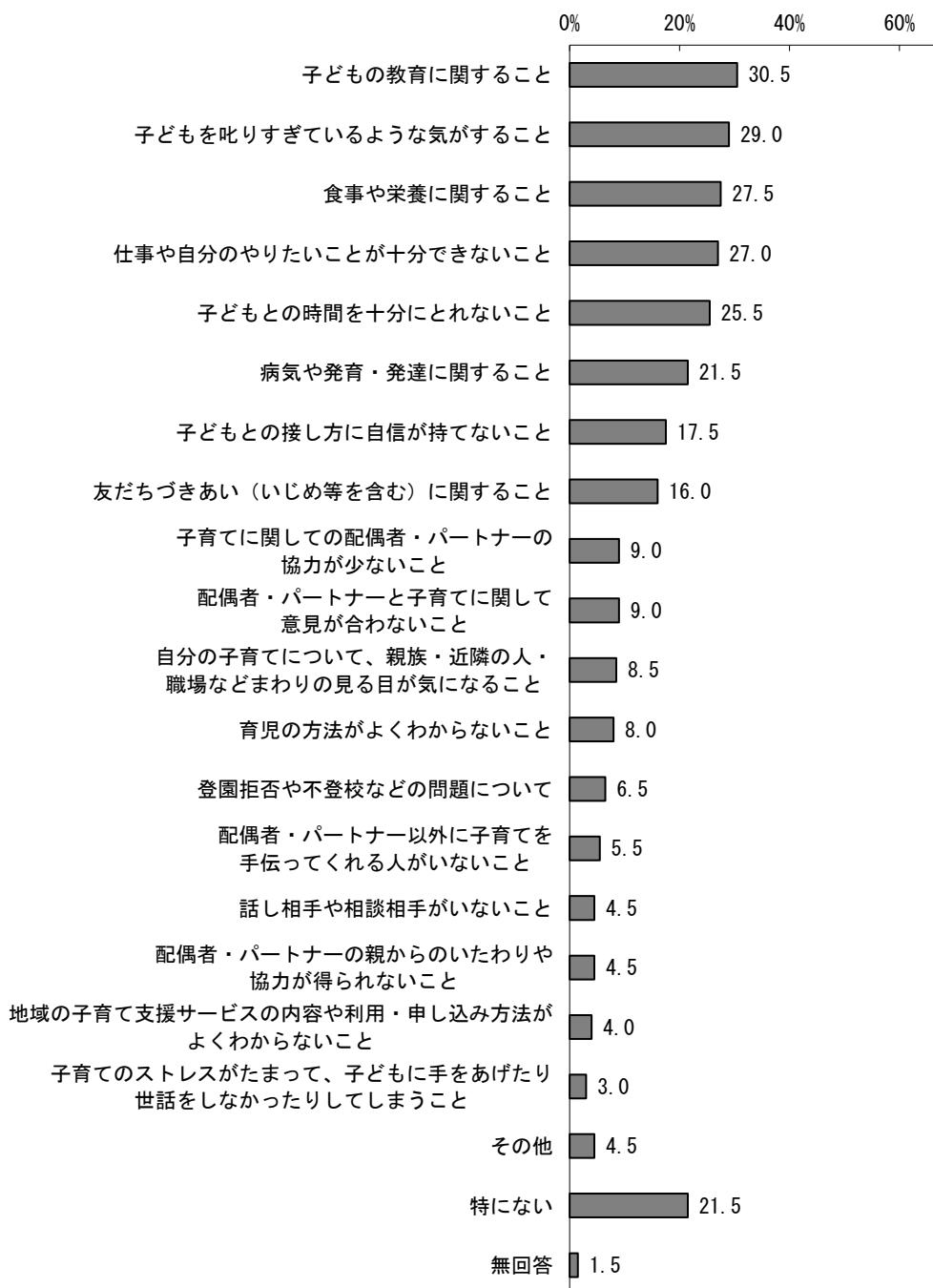
○子育てで特に負担に思うことについて、「子育てで出費がかさむ」が最も高くなっています。子育てを楽しいと感じている人に比べて、辛いと感じている人では「子育てによる精神的な疲れが大きい」の割合が高くなっています。

○子育てに関して悩んでいることや気になることについて、「子どもの教育に関するここと、「子どもを叱りすぎているような気がする」、「食事や栄養に関するここと」の順で高くなっています。

■子育てで特に負担に思うこと



■子育てに関して日常悩んでいること、気になること

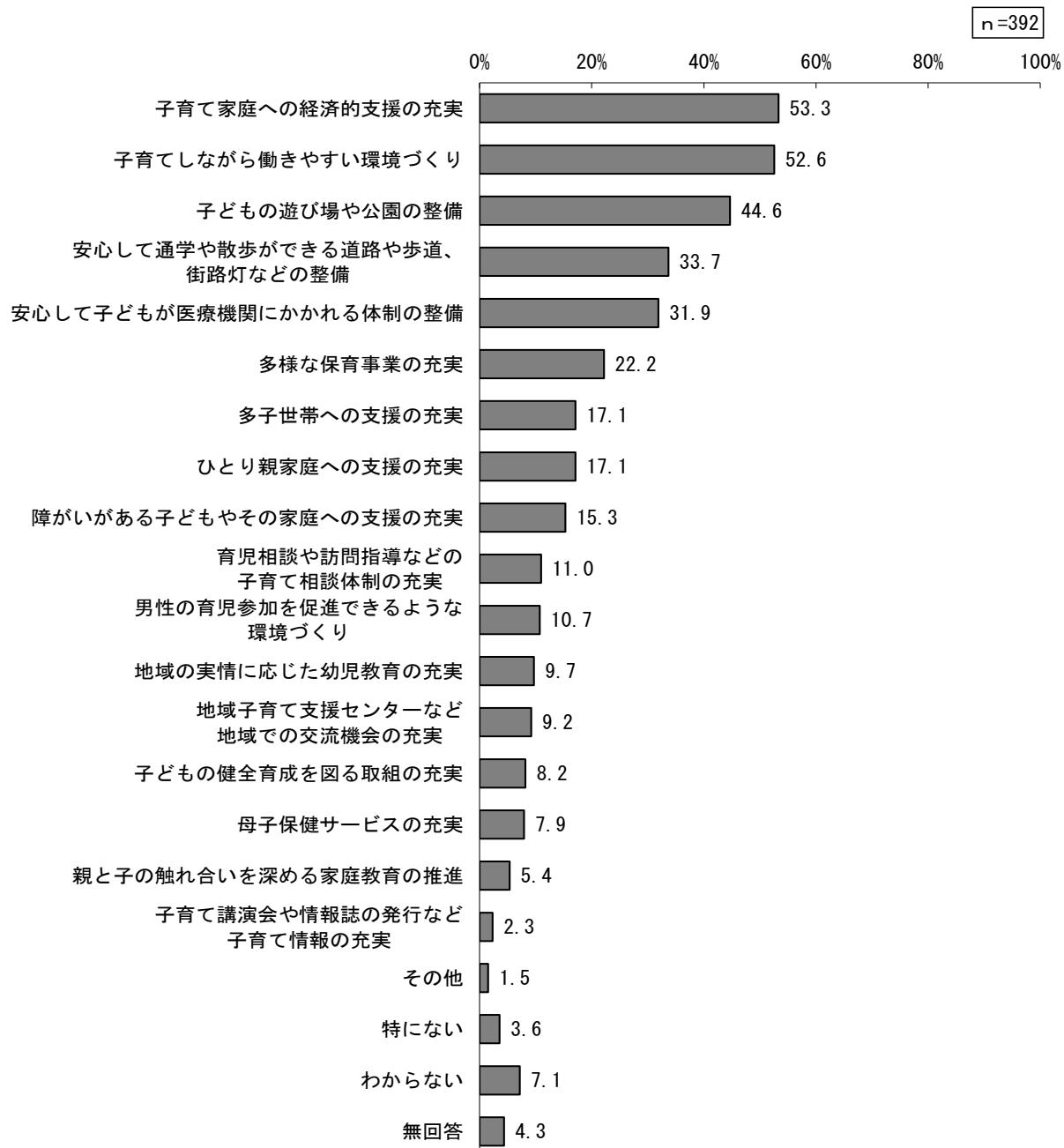


⑤ 子育て支援やこども・若者の育成について

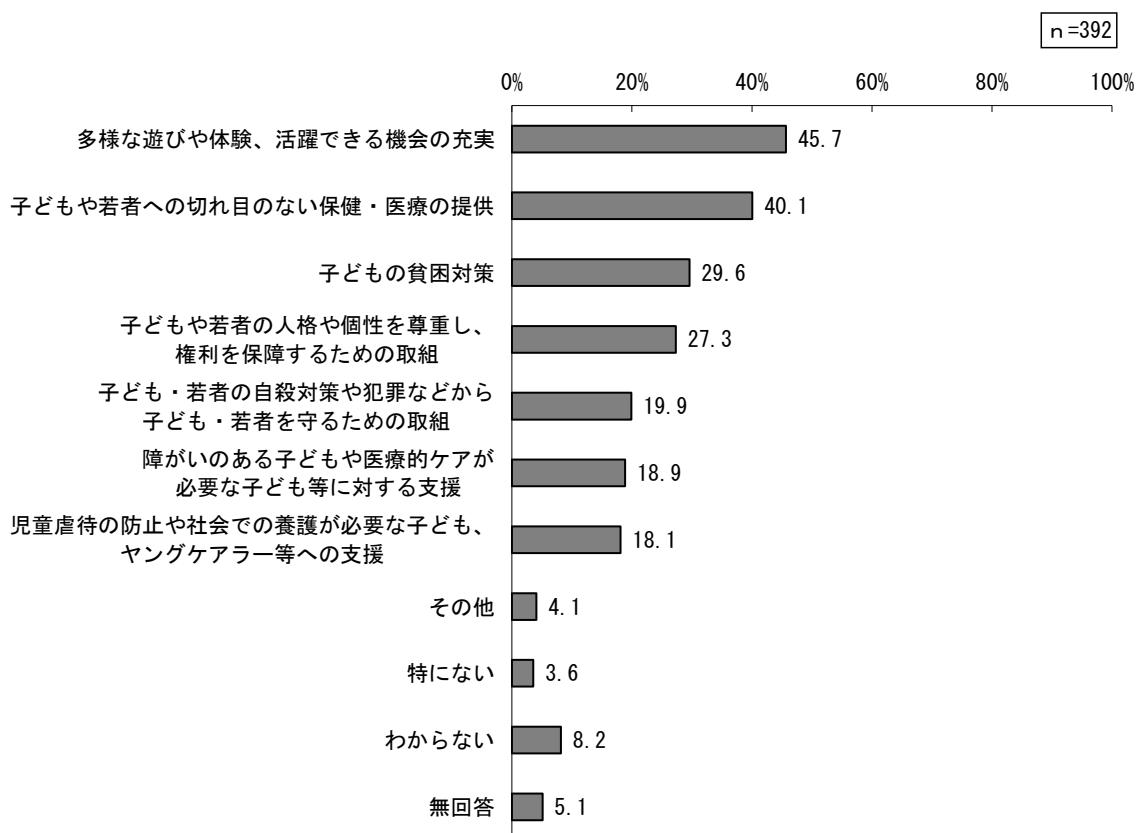
○充実を図ってほしい子育て支援は、「子育て家庭への経済的支援の充実」、「子育てしながら働きやすい環境づくり」、「子どもの遊び場や公園の整備」の順に高くなっています。

○地域でこども・若者を育てていくために力を入れるべき取組は、「多様な遊びや体験、活躍できる機会の充実」、「子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」、「子どもの貧困対策」の順に高くなっています。

■充実を図ってほしい子育て支援



■地域でこども・若者を育てていくために力を入れるべき取組



2 関係団体アンケート調査

(1) 実施概要

「涌谷町こども計画」の策定にあたり、地域で活動している関係団体の考える、こども・子育て家庭の変化や課題、必要な取組等を把握し、施策検討の参考とするため、アンケート調査を実施しました。

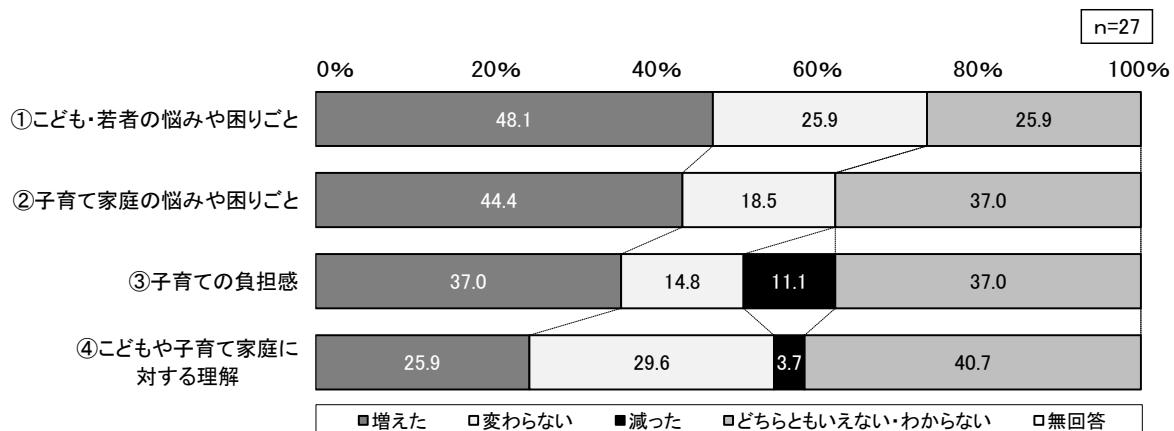
この調査の概要は以下のとおりです。

- 調査対象：町内で活動する保健福祉、子ども・子育て支援、教育関係団体等
- 調査期間：令和7年5～6月
- 調査方法：メールにてPDFの調査票配付、郵送・メール回収
- 配付・回収：配布数：38票、回収数：27票、回収率：71.1%

(2) 調査結果の概要

① こども・若者や子育て家庭の変化

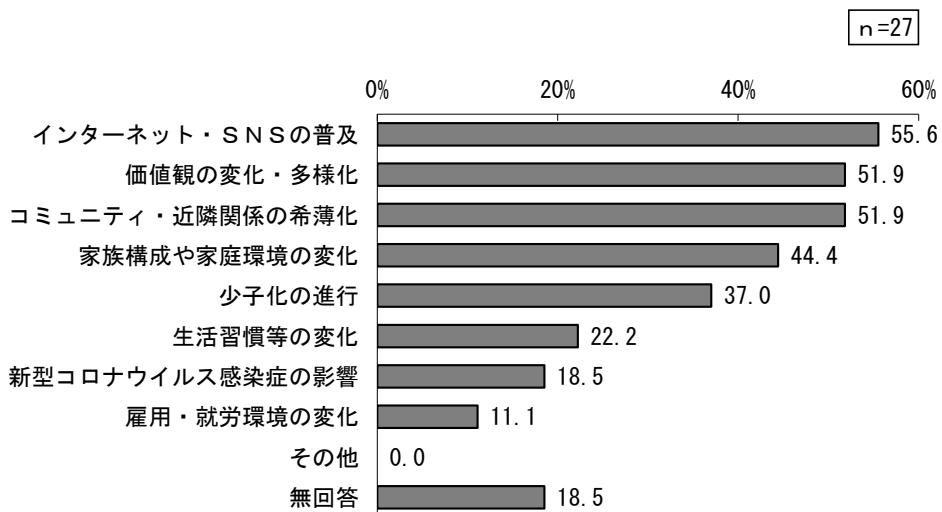
- この5年間における、こども・若者や子育て家庭の変化について、「増えた」では「こども・若者の悩みや困りごと」が48.1%と最も高くなっています。次いで、「子育て家庭の悩みや困りごと」が44.4%、「子育ての負担感」が37.0%となっています。
- 一方で、「減った」では、「子育ての負担感」が11.1%と最も高くなっています。



② 変化の背景・要因

ア こども・若者の悩みや困りごと

○こども・若者の悩みや困りごとの変化の背景・要因だと思うものは、「インターネット・SNSの普及」が55.6%と最も高くなっています。次いで、「価値観の変化・多様化」、「コミュニティ・近隣関係の希薄化」がともに51.9%となっています。

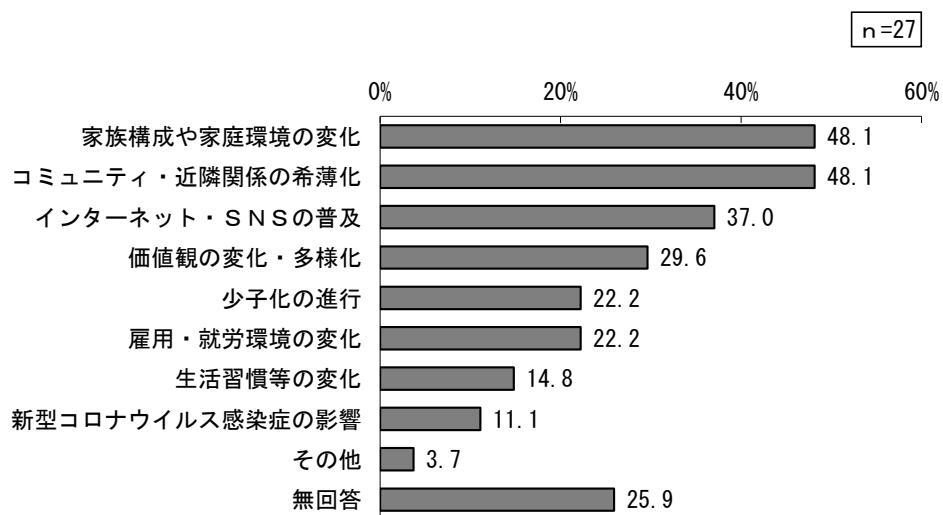


【自由記述の概要】

- 1人1台の端末普及により、SNS起因のトラブルや誹謗中傷が増え、情報過多により他人と自分を比較して悩む子どもが増加している。一方で、対面でのコミュニケーションが減少したことで、実際の関わり方に難しさを感じる場面が生じている。
- 核家族化により親族のサポートが得られず、家庭内の不和や保護者の余裕のなさが子どもに直接影響している。「家にいたくない」「親の顔色をうかがう」といった声が聞かれる一方、家庭の内情を周囲に相談しにくい環境が悩みを深刻化させている。
- 「地域全体で子どもを育てる」という意識が薄れ、他人の子どもに関わることがタブー視されるなど、周囲の大人が声をかけにくい状況になっている。相談できる身近な仲間や多様な大人との交流機会が失われ、悩みを持つ子どもが孤立しやすくなっている。
- 子どもの減少により同年代の仲間が少なく、気の合う友人を見つけることが困難になっている。また、少人数ゆえにクラス替えがないなど環境を変える機会も乏しく、人間関係の固定化が学校生活を苦痛に感じる一因となっている。
- 親子ともにスマートフォンやゲームへの依存傾向が強く、生活習慣の乱れや適切な人間関係構築の阻害を招いている。ネットで容易に情報を得られる反面、自ら考えたり実体験を通じて学んだりする機会が減少していることが懸念される。

イ 子育て家庭の悩みや困りごと

○子育て家庭の悩みや困りごとの変化の背景・要因だと思うものは、「家族構成や家庭環境の変化」、「コミュニティ・近隣関係の希薄化」がともに48.1%と最も高くなっています。次いで、「インターネット・SNS」の普及が37.0%、「価値観の変化・多様化」が29.6%となっています。

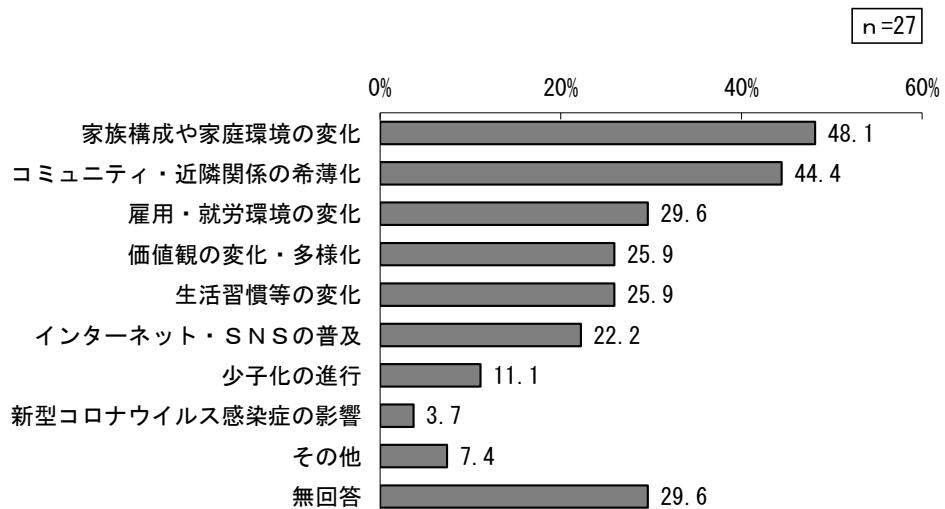


【自由記述の概要】

- 核家族化の進行で親族のサポートが得られず、子育てのコツを学ぶ機会が減少している。
地域社会で他人の子どもに関わることがタブー視されるような雰囲気もあり、家庭が孤立し、周囲に頼りづらい環境が生まれている。
- 近隣との交流不足やコロナ禍の影響により、相談相手や共感し合える仲間がいない「孤育て」の状態に陥っている。一人で育児を担うワンオペ状態が常態化し、自分の時間が持てないことへの強いストレスや不安を抱える保護者が目立つ。
- 物価の上昇に加え、仕事が見つからない、あるいは休めないといった不安定な就労環境が、家計や子どもの進学など将来への見通しを暗くしている。経済的な余裕のなさが、保護者の精神的な余裕をさらに奪う要因となっている。
- SNS等で手軽に情報を得られる反面、情報の取捨選択が難しく、ネット上の理想と現実のギャップに悩むケースが増えている。また、スマホ依存により適切な人間関係の築き方がわからず、家庭の内情を外に話すことをためらう傾向も見られる。
- 共働き家庭の増加により、保護者が多忙を極め、子どもと十分に向き合う時間や体力が不足している。職場の理解が不十分で子どもの体調不良時に休みが取れないなど、社会の支援体制と家庭のニーズとの間に乖離が生じている。

ウ 子育ての負担感

○子育ての負担感の変化の背景・要因だと思うものは、「家族構成や家庭環境の変化」が48.1%と最も高くなっています。次いで、「コミュニティ・近隣関係の希薄化」が44.4%、「雇用・就労環境の変化」が29.6%となっています。

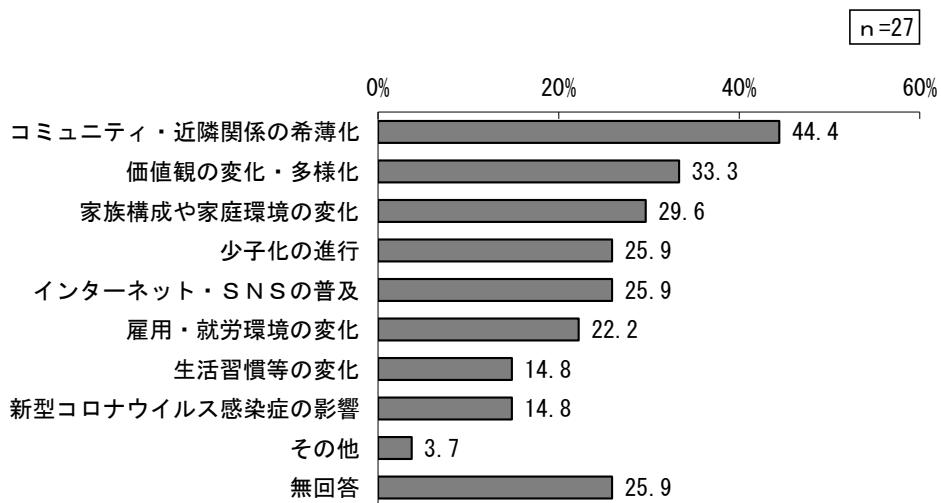


【自由記述の概要】

- 核家族が増え、祖父母などの親族に頼ることができない家庭が多くなっている。その結果、育児の相談や日常的な支援を得る機会が減少し、両親（あるいは片方の親）だけに過度な負担が集中する社会構造になっている。
- かつてのような「地域全体で子どもを育てる」という意識が薄れ、他人の子どもに関わることが避けられる傾向にある。近隣との交流が少ないために相談相手がおらず、親が時間的にも精神的にも余裕をなくし、孤立した状態で育児を担う「孤育て」が常態化している。
- 共働きが一般的となる中で、朝の準備や送迎、仕事との両立が大きな負担となっている。特に育児休暇からの復帰後や時短勤務ができる職場環境において、親の精神的なストレスやワンオペ状態による肉体的な疲労が顕著に現れている。
- 物価の上昇により経済的な出費がかさみ、家計への負担感が増している。収入の伸び悩みや将来への不安が、子育てに対する心理的な余裕をさらに奪う要因となっており、経済的な厳しさが子育ての「しんどさ」に直結している。
- 少子化の影響で身近な保育施設が閉園・統合され、自宅から離れた場所に預けざるを得ない状況が生まれている。遠方への送迎が必要になるなど、物理的な負担が増えるとともに、地域内での子育て世帯同士の情報交換の場も減少している。

工 こどもや子育て家庭に対する理解

○こどもや子育て家庭に対する理解の変化の背景・要因だと思うものは、「コミュニティ・近隣関係の希薄化」が44.4%と最も高くなっています。次いで、「価値観の変化・多様化」が33.3%、「家族構成や家庭環境の変化」が29.6%となっています。

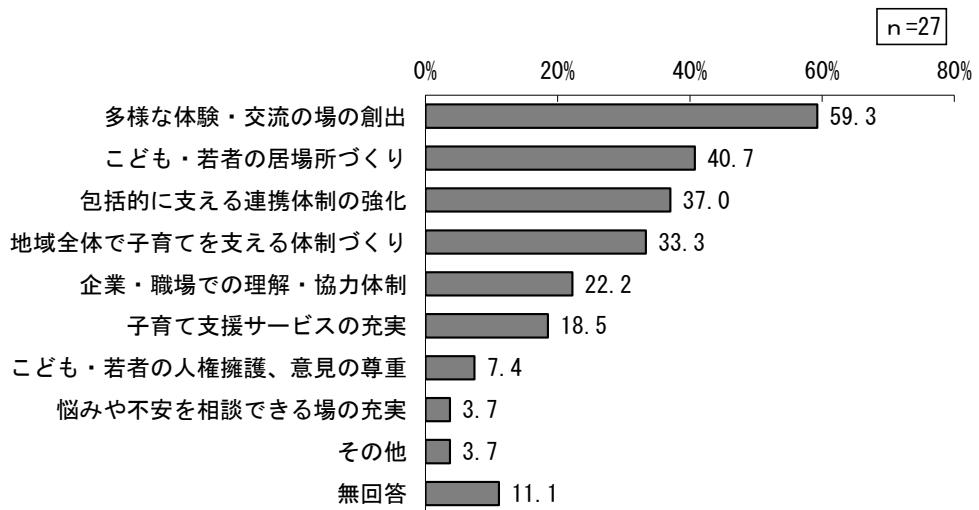


【自由記述の概要】

- インターネットやSNSの普及により、子育てに関する一般的な知識は得やすくなつたが、情報の偏りや主観的な情報も多くなっている。その結果、表面的な理解は進んでも、個別の家庭の状況に即した「適切な理解」に至るのが難しい面がある。
- 生活習慣が家庭ごとに多様化したこと、周囲の住民がどこまで踏み込んでよいか判断できず、積極的に関わりづらい状況が生まれている。地域内でのコミュニケーション不足や組織の希薄化により、相手を理解しようとしてもその接点が持てなくなっている。
- 子育てと仕事の両立に対して、職場の理解が必ずしも十分ではなく、こどもが体調を崩しても休めないといった声が保護者から上がっている。社会全体で支援する姿勢は見られるものの、実際には仕事を優先せざるを得ず、こどもを後回しにしてしまう現状がある。
- 社会による支援の必要性は認められつつあるが、依然として「子育ての責任は第一に家族にある」と考える世帯が多いのが現状。こうした意識が、「困っているこどもや保護者」を社会全体で肯定的に捉え、寄り添うことを難しくしている側面がある。
- 子どもの減少によりこどもを介した地域活動が減り、さらにコロナ禍が追い打ちをかけたことで、地域で共にこどもを育てるという意識が薄れている。物理的な距離や交流の機会が失われたことで、他者の家庭事情を知り、思いやる機会そのものが減少している。
- 自分のこどもを大切にしたいという思いが強まる一方で、他の家庭やこどもへの理解が及ばず、トラブルに発展してしまうケースが見られる。「個」や「自分の家族」を優先する価値観が強まつたことで、周囲の子育て家庭を支えようとする視点が持ちにくくなっている。

④ こども・若者や子育て家庭を支援していくために町が力をいれるべき取組

○こども・若者や子育て家庭を支援していくために町が力をいれるべき取組は、「多様な体験・交流の場の創出」が 59.3%と最も高くなっています。次いで、「こども・若者の居場所づくり」が 40.7%、「包括的に支える連携体制の強化」が 37.0%となっています。



【自由記述の概要】

(多様な体験と多世代交流の場の創出)

○自然や特産品などの地域資源を活かし、こどもが興味を持つことを実現できる機会や、地域の大人・高齢者と直接関わる場が必要。家庭環境による体験の格差を解消し、親子で気軽に参加できる休日イベントや農作業体験などを通じて、郷土愛や社会性を育む。

(こども・若者の「第3の居場所」づくり)

○家庭や学校以外の場所で、悩みや愚痴を気軽に話したり自主的な活動に取り組んだりできる環境の整備。空き店舗や旧園舎などを活用し、金銭的負担なく不登校のこどもや若者も安心して過ごせる「いつでも誰かがいて、自由に入り出しきれる場所」の確保。

(包括的な支援と情報共有体制の強化)

○支援が必要な家庭に情報が届くよう、相談先を包括的に把握し提供する体制や、教育・福祉・医療等の関係機関が役割分担して一貫した支援を行う仕組みの強化。関係団体同士が顔の見える関係を築き、情報を共有することで、支援を受ける側の心理的・時間的な負担を軽減し、安心感を与えられる体制づくり。

(地域全体で支える意識の醸成と職場環境の改善)

○子育てを家族だけの責任とせず、支援を受けることを当たり前とする認識の共有や地域住民による「見守り」の環境づくりが大切。こどもの体調不良時に休みを取りやすくするなど企業や経営者側の理解を深め、柔軟な働き方を導入するよう働きかける取組が不可欠。

(子どもの人権尊重と利便性の高いサービスの充実)

○大人が子どもの意見を無視せず、その気持ちを尊重して接するための学びを教育・保育の現場で深めることが必要。病児保育の導入や支援サービスをオンラインで一元的に閲覧・申し込みできるシステムの構築など、現代のニーズに合わせた具体的で利便性の高い支援の拡充。

3 小・中学生アンケート調査

(1) 実施概要

「涌谷町こども計画」の策定にあたり、当事者である子どもの状況や意見を把握し、施策検討の参考とするため、アンケート調査を実施しました。

この調査の概要は以下のとおりです。

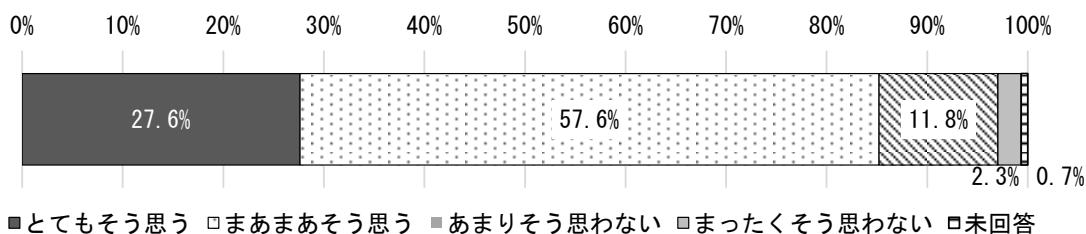
- 調査対象：町内小中学校に通う小学5年生から中学3年生の児童生徒
- 調査期間：令和7年10月31日～11月16日
- 調査方法：WEBアンケート（logo フォーム）

(2) 調査結果の概要

① 学校で気持ちや意見を大事にされていると思うか

○学校で自分の気持ちや意見を大事にされていると思うかどうかについて、「とてもそう思う」と「まあまあそう思う」を合わせた『そう思う』が85.2%となっています。

■学校で気持ちや意見を大事にされていると思うか

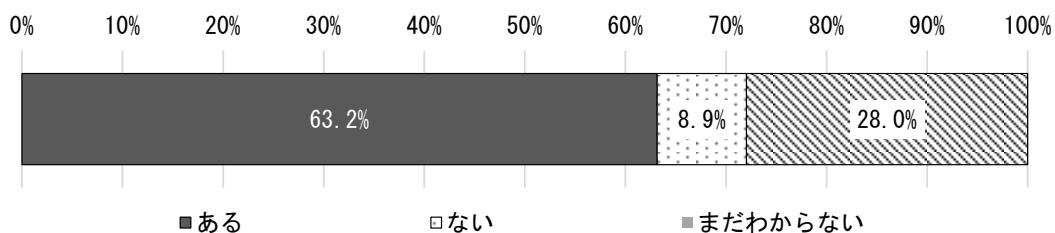


② かなえたい夢や目標について

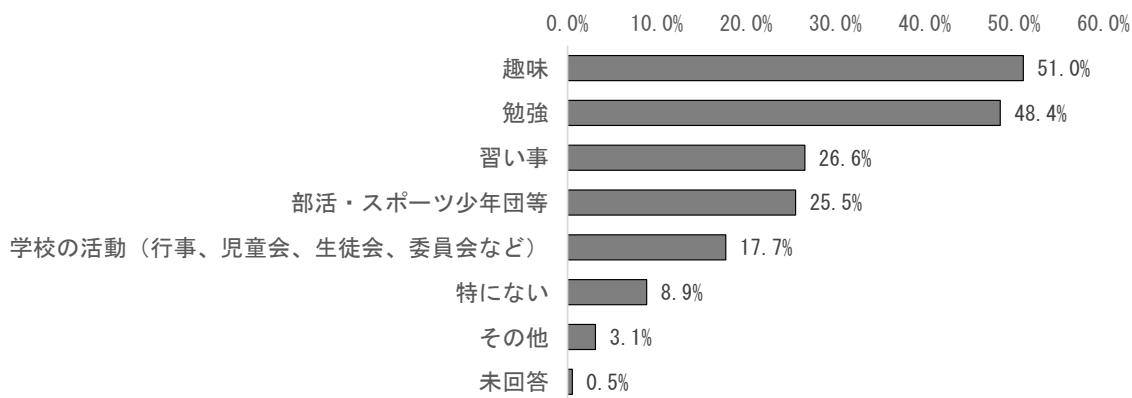
○かなえたい夢や目標の有無について、「ある」が63.2%、「ない」が8.9%、「まだわからない」が28.0%となっています。

○「ある」と回答した人に、夢や目標をかなえるために頑張っていることを聞いたところ、「趣味」が51.0%で最も高く、次いで「勉強」、「習い事」と続いています。

■かなえたい夢や目標の有無



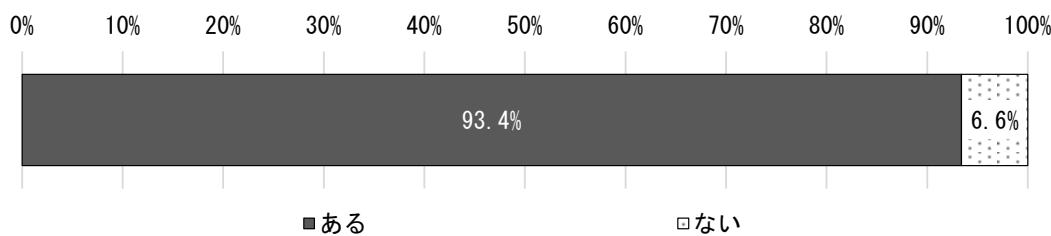
■夢や目標をかなえるために頑張っていること



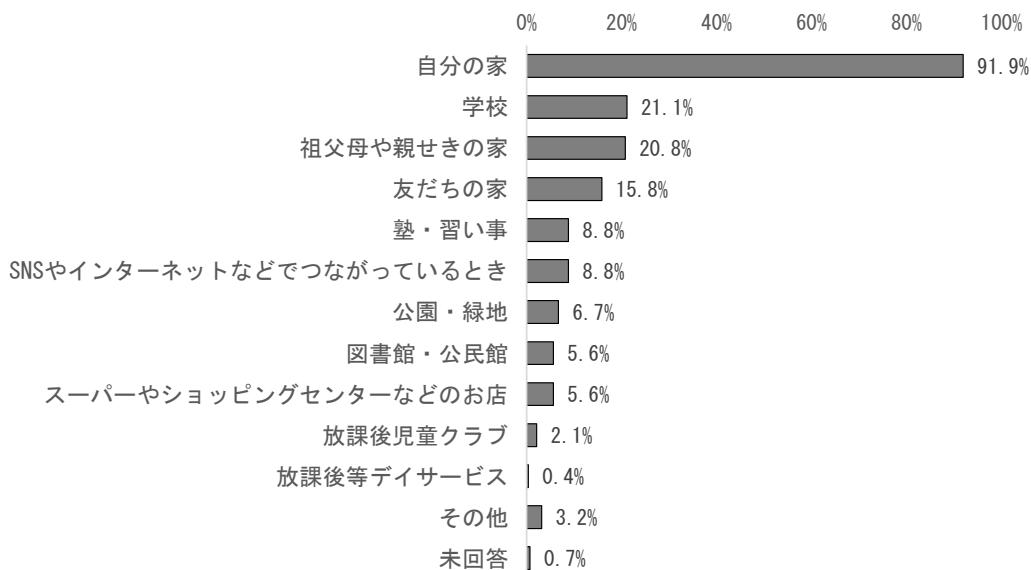
③ ほっとできる（安心できる）居場所について

- ほっとできる（安心できる）居場所の有無について、「ある」が 93.4%、「ない」が 6.6% となっています。
- 「ある」と回答した人に、その場所を聞いたところ、「自分の家」が 91.9%で最も高く、次いで「学校」、「祖父母や親せきの家」と続いています。

■ほっとできる（安心できる）居場所の有無



■ほっとできる（安心できる）居場所

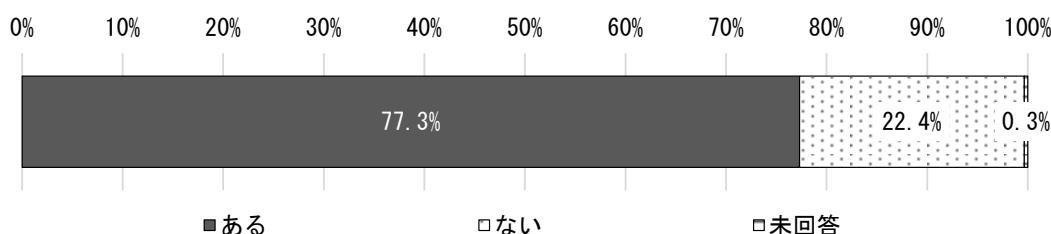


④ 地域の大人との交流について

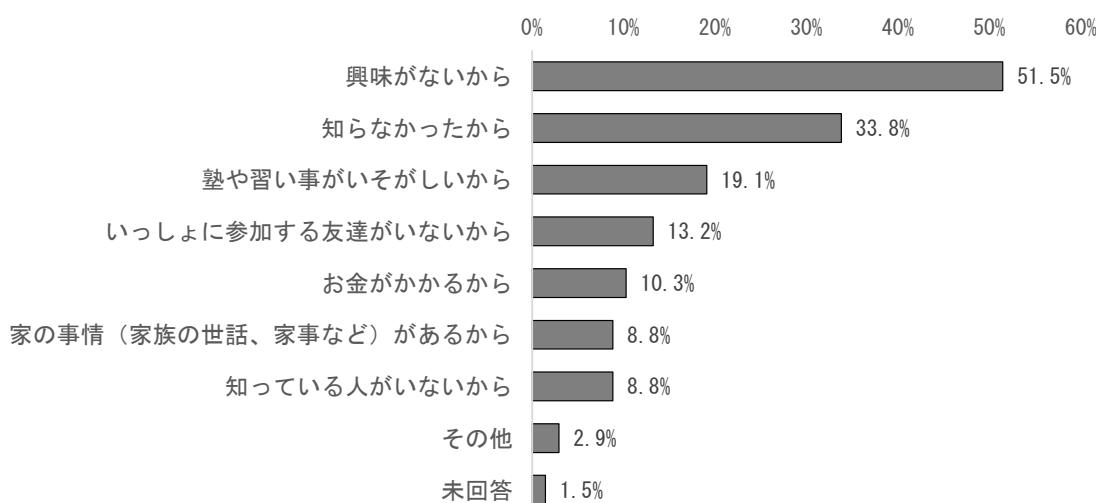
○地域の大人と交流ができる行事やお祭りなどに参加したことの有無について、「ある」が77.3%、「ない」が22.4%となっています。

○「ない」と回答した人に、その理由を聞いたところ、「興味がないから」が51.1%で最も高く、次いで「知らなかったから」、「塾や習い事がいそがしいから」と続いています。

■地域の大人と交流できる行事やお祭りへの参加の有無



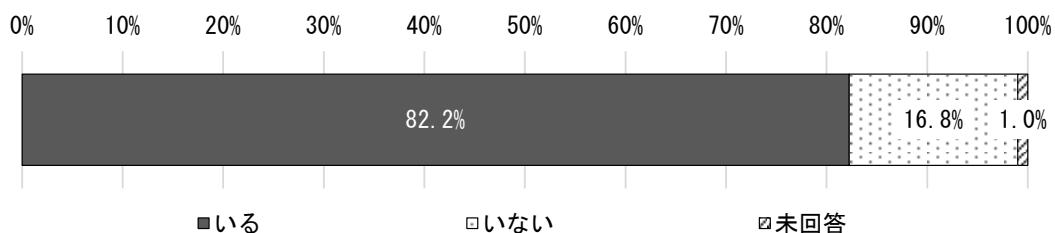
■地域の大人と交流できる行事やお祭りに参加しない理由



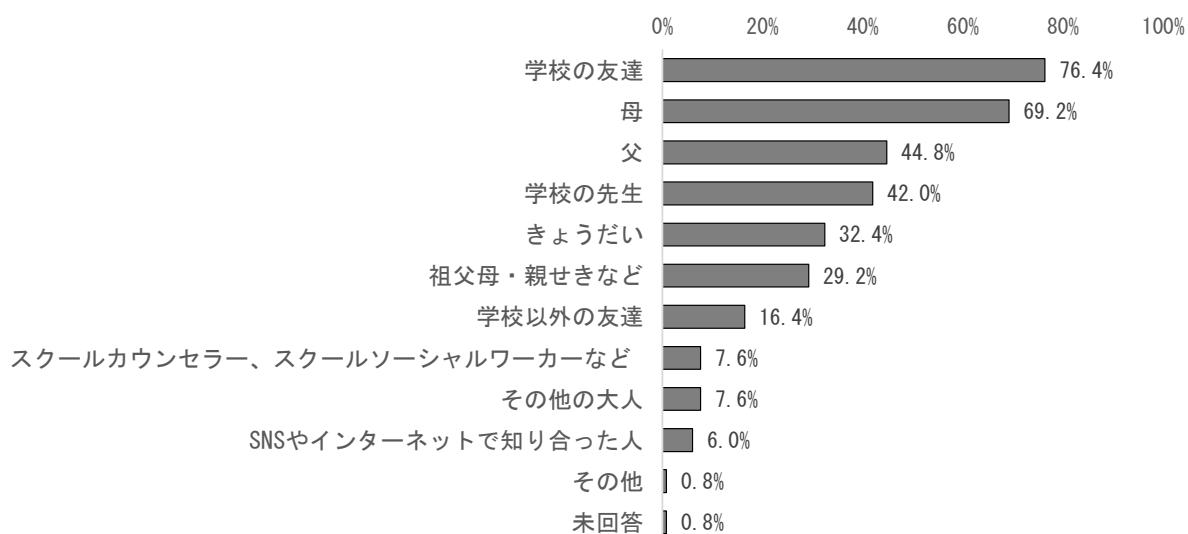
④ 自分の気持ちを話すことができる相手

- 困っていることや悩みごとがあるときに、自分の気持ちや考えを話すことができる相手の有無について、「いる」が 82.2%、「いない」が 16.8%となっています。
- 「いる」と回答した人に、その相手を聞いたところ、「学校の友達」が 76.4%で最も高く、次いで「母」、「父」と続いています。

■自分の気持ちを話すことができる相手の有無



■自分の気持ちを話すことができる相手

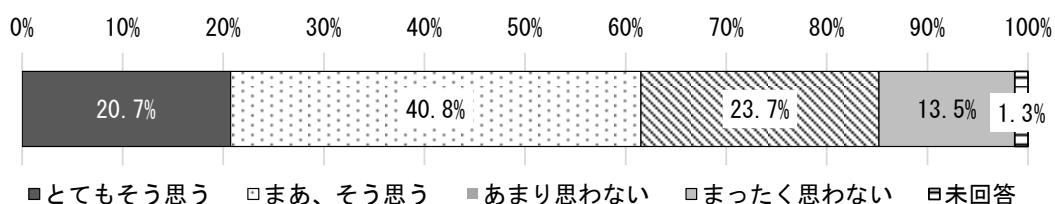


⑤ 自分自身について

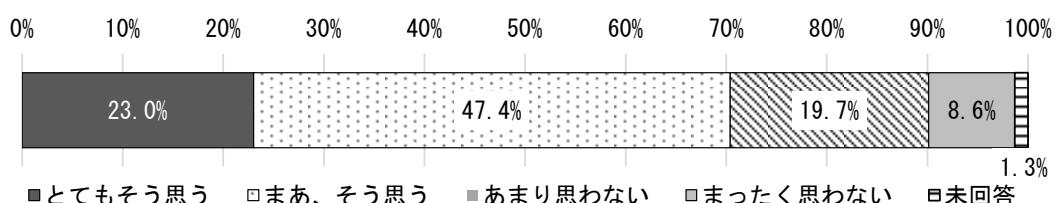
○自分自身について、「とてもそう思う」と「まあ、そう思う」を合わせた『そう思う』の割合が高い項目は、「がんばれば、いいことがある」(84.2%)、「自分にはいいところがある」(70.3%)などとなっています。

○一方、「あまり思わない」と「まったく思わない」を合わせた『思わない』の項目が比較的高い項目は、「自分のことが好きだ」(37.2%)、「自分は誰かの役に立っている」(36.5%)などとなっています。

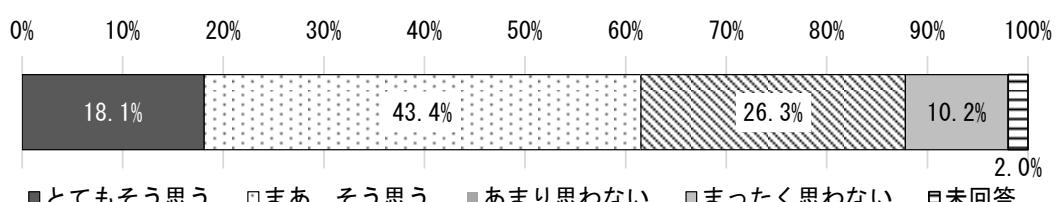
■自分のことが好きだ



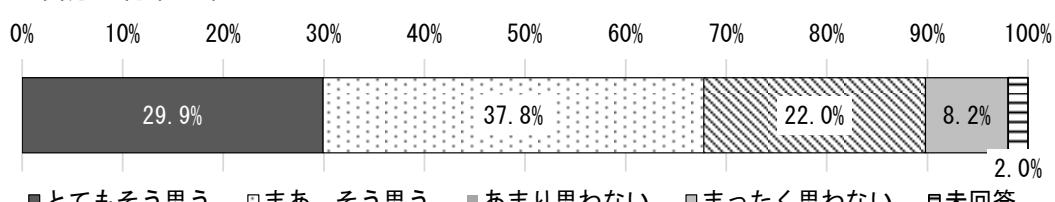
■自分にはいいところがある



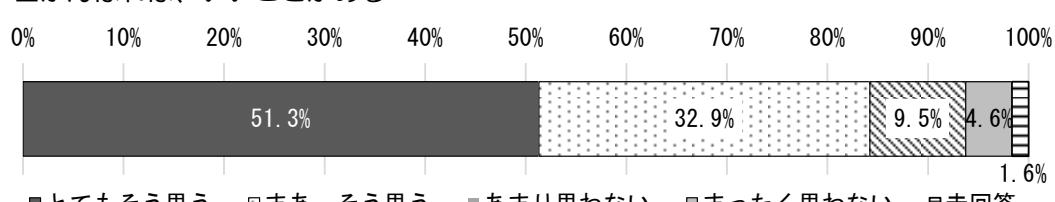
■自分は誰かの役に立っている



■自分の将来が楽しみだ



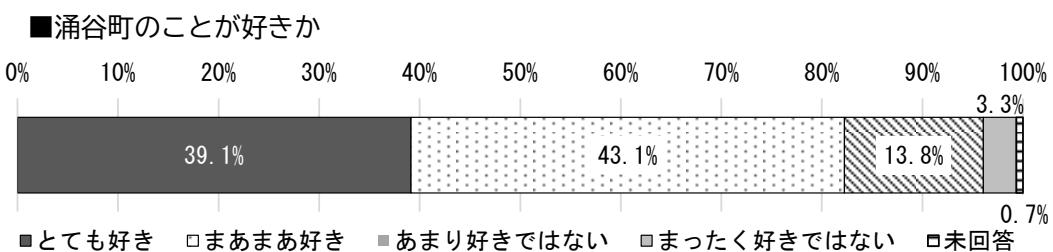
■がんばれば、いいことがある



⑥ 涌谷町のことが好きか

○涌谷町のことが好きかどうかについて、「とても好き」と「まあまあ好き」を合わせた『好き』が82.2%、「あまり好きではない」と「まったく好きではない」を合わせた『好きではない』が17.1%となっています。

○好きな理由、好きでない理由は、以下のとおりです。



■好きな理由

- ・豊かな自然があり、景色が非常に美しい、桜がきれい
- ・地域の人たちが優しく、知らない人とも挨拶や交流ができる
- ・治安が良く犯罪が少ない、静かで落ち着いていて過ごしやすい
- ・自分が生まれ育った町であり、愛着がある
- ・夏祭りやカツッパ祭りなどの行事、日本初の砂金産出地という歴史がある
- ・スーパー・コンビニなど生活に必要な店がある、宮城の真ん中で他地域へ移動しやすい
- ・野菜などの食べ物が美味しい
- ・友だちがいる、学校生活が楽しい

■好きでない理由

- ・友だちと遊べる場所やアミューズメント施設、買い物を楽しめるお店が少ない
- ・電車やバスの本数が少なすぎる
- ・子どもの遊びに制限をかける大人が多い
- ・これといった特徴がない、中途半端に田舎である
- ・刺激が少なく、ワクワクする体験ができない

⑦ 未来の涌谷町について

【意見の概要】

- ファーストフード店やおしゃれなカフェ、ファミレス、カラオケ、映画館、大型ショッピングモールなどができるらしい。町の中に飲食店や買い物ができる場所、友達と遊べる施設が増えて、都会のように便利で賑やかな町になってほしい。
- 遊具が豊富な大きな公園、屋外バスケットゴール、人工芝のサッカー場、グラウンド、バレーボールができる施設など、こどもから大人まで自由に体を動かせる場所が増えるといい。
- 多くの企業が進出し、仕事が増え、活気があり、他の地域や県からも人が集まるような、若者にとって魅力があり、次世代の育成に力を入れた発展的な町になるといい。
- 電車やバスの本数を増やしたり、スクールバスの利用条件を緩和するなど、日常生活を支える移動手段として公共交通機関を充実させてほしい。高齢者や車を持たない人も不自由なく暮らせる、生活のしやすい町になってほしい。
- 今の豊かな自然を守り、ゴミ一つない美しい街であり続けてほしい。ポイ捨てをなくし、きれいな景観を維持することで、住んでいる人が誇りを持てるまちになるといい。最新設備を取り入れつつも、自然と調和した環境を未来に引き継いでいきたい。
- 日本初の砂金産出地という歴史を他の地域にもっとアピールしてほしい。観光客が行きたいと思えるような情報発信を行い、世界的に有名な場所になってほしい。
- 祭りやイベントがさらに増え、常に活気がある町になってほしい。伝統的なお祭りを盛り上げるだけでなく、有名人を招いたり、地域一体となった新しい行事を開催したりすることで、町を元気にしたい。イベントを通じて住民同士の交流が深まり、外からも人が集まるような、賑やかで楽しい雰囲気のあるまちになってほしい。
- 住民同士が助け合い、いじめや犯罪のない平和な町、知らない人とも思い合える、近所トラブルのない、仲良く暮らせるまちになってほしい。
- こどもや若者が中心となり、次世代を担う若者たちが夢を叶えられるようなまちづくりを進めてほしい。
- 子育て家庭への支援が充実するといい。障害児・障害者の受け入れ施設の設置など、誰もが安心して自分らしく生活できるまちになるといい。
- 仙台や東京のような都会的な機能を備え、最先端の技術を取り入れた町になってほしい。空き家を活用して新しい施設を建てたり、若者の意見を反映させるためのDX（デジタルトランスフォーメーション）を促進したりすることで、古い慣習にとらわれないまちづくりを進めてほしい。

第5章 こども施策における課題

(1) 多様な体験・交流機会の充実と活躍の場、居場所の創出

- ・子ども・子育て支援アンケート調査では、地域でこども・若者を育てていくために力を入れるべき取組として「多様な遊びや体験、活躍できる機会の充実」の割合が最も高くなっています。
- ・関係団体アンケート調査でも、町が力を入れるべき取組として「多様な体験・交流の場の創出」の割合が最も高い一方、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が「あまりない」とする団体が約6割となっています。さらに、関係団体からは、「地域の大人と関わる機会の創出」や「家庭環境による体験格差をなくすこと」、「第三の居場所の創出」等について提言されています。



- ・地域との連携によるこども・若者の多様な体験・交流機会の充実
- ・こども・若者が主体的に活動する場や第三の居場所の創出

(2) 若者の明るい将来の希望や結婚・出産の実現に向けた支援

- ・子ども・子育て支援アンケート調査では、自分の将来について明るい希望を持っている人は4割半ばにとどまり、特に30歳代で低い割合となっています。
- ・婚姻数が減少、婚姻率が低下しています。また、未婚率は年々上昇しており、35~39歳男性の約半数が未婚となっています。
- ・理想の子どもの数は2~3人でも、実際は1人~2人というケースが多くなっています。理想の数より実際の数が少ない理由は「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を上げる人が6割超で最も高くなっています。



- ・若者の安定した雇用・収入の確保に向けた取組
- ・子育てや教育にかかる経済的負担の軽減

(3) 困難を抱えるこども・若者の支援

- ・子ども・子育て支援アンケート調査では、約半数の人が、これまでに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験があった（ある）と回答しています。また、地域でこども・若者を育していくために力を入れるべき取組として「子どもの貧困対策」が上位に来て います。
- ・令和2年以降、不登校児童生徒やいじめ認知件数、児童虐待認知件数に増加傾向がみられま す。
- ・療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持する若者が増加しています。
- ・子ども・若者育成支援推進法に「ヤングケアラー」が支援の対象として明記されました。



- ・若者の就業、経済的自立支援の充実、ライフデザイン支援
- ・子どもの貧困対策の推進による教育の支援、生活の安定に向けた支援
- ・障害を抱えているこども・若者への継続的な支援
- ・不登校、いじめ対策、児童虐待防止対策の強化
- ・ひきこもり、ヤングケアラーへの支援体制の整備

(4) 関係機関等の連携による包括的な支援体制の強化

- ・社会福祉法の改正による「重層的支援体制整備事業」の創設、児童福祉法及び母子保健法の 改正に基づく児童虐待防止対策の強化に向けた「こども家庭センター」の設置と運営が示さ れています。
- ・子ども・子育て支援アンケート調査では、こども・若者の育成に力を入れるべき取組として 「子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」の割合が高くなっています。
- ・関係団体アンケート調査では、「教育、福祉、保健、医療、雇用など関係機関のネットワーク による一貫した支援体制の構築」や、「相談場所における専門医、ソーシャルワーカー、保 健師等の専門職の配置」、「障害のあるこども・若者のための小児科や心療内科との連携等」 を提言する意見がみられました。



- ・「こども家庭センター」による効果的な支援の促進
- ・「重層的支援体制整備事業」の推進
- ・専門的な支援につなぐことができる連携体制の構築・強化

(5) 地域ぐるみの子育て支援の充実

- ・子育てで特に負担に思うことについて、子育てへの出費や自由な時間が持てない等の割合が高いほか、子育てを楽しいと感じている人に比べて、辛いと感じている人では「子育てによる精神的な疲れが大きい」の割合が高くなっています。また、子育てに関して悩んでいることや気になることは「子どもの教育に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がする」「食事や栄養に関するここと」の順で高くなっています。
- ・関係団体アンケート調査では、子育ての負担感や子育て家庭の悩みが増えた要因として「家族構成や家庭環境の変化」や「コミュニティ・近隣関係の希薄化」と回答した団体の割合が最も高くなっています。また、「LINE やインターネットによる子育て支援サービスの申し込みの仕組みづくり」や「世代間の交流機会の充実等」を提言する意見がみられました。



- ・子育て家庭が気軽に相談したり、子育て支援サービスを利用できる体制・仕組みの充実
- ・家庭教育支援の充実
- ・子育て家庭の孤独・孤立の防止に向けた多様な交流機会の充実

第2部
基 本 方 針

第1章 計画の基本的な方向

1 基本理念

本計画では、全てのこども・若者が生まれ育つ環境に左右されず、権利の主体として尊重され、個々の可能性を最大限に広げ、一人ひとりが持つ個性や能力を磨きながら「自分らしくかがやく」ことができ、地域全体でこども・若者の現在と将来の「幸せ」を育み、希望に応じて「安心してこどもを産み育てられる」よう、多様な主体が連携して見守り、支えていくまちを目指し、基本理念を以下のとおりとします。

～みんなで育てよう わくやっ子～

全てのこども・若者が自分らしくかがやき、幸せに暮らせるまち わくや
安心してこどもを産み、育てることができるまち わくや

2 基本的な視点

本計画の推進に当たっての基本的な視点を以下のとおりとします。

視点1 こども・若者の権利の保障と最善の利益

こども・若者を権利の主体として認識し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を第一に考えた取組を推進します。

視点2 全てのこども・若者、子育て当事者のウェルビーイングの向上

全てのこども・若者と子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で暮らしていくことを支えます。

視点3 こども・若者、子育て当事者の意見の尊重と施策への反映

こども・若者や子育て当事者の意見をしっかりと聞き、それらを尊重するとともに、町の施策に反映させていきます。

視点4 ライフステージを通じた切れ目のない包括的な支援

こども・若者や子育て当事者のライフステージに応じ、多様な主体が連携しながら、切れ目なく、包括的に支援します。

3 基本目標

本計画における基本目標を以下のとおり設定します。

基本目標1 全てのこども・若者の健やかな育成と自立支援

全てのこども・若者が心身ともに健やかに成長し、望ましい生活習慣を身につけ、様々な体験や交流、教育等を通じて生き抜く力を習得し、将来に明るい希望を持ち、自由で多様な選択をしながら自らの可能性を広げ、チャレンジし、自分らしく輝き、社会で活躍していくことを支援します。

基本目標2 困難を有することも・若者やその家族の支援

不安や悩みを抱えたり、困ったり、障害があっても、周囲のおとなや地域社会のサポートを受けることができ、全てのこども・若者が持つ権利が守られ、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して幸せに暮らしていくことができる地域づくりを進めます。

基本目標3 誕生前から子育て期にわたる切れ目のない支援

それぞれの希望に応じ、家族を持ち、安心してこどもを産み育てることができ、健康で自己肯定感をもってこどもと向き合い、子育てに伴う喜びを実感することができるよう、関係機関や専門職等が連携しながら、切れ目のない支援を行います。

基本目標4 地域ぐるみの子育て支援

全ての子育て家庭が地域社会とのつながりを持ち、子育てに対する理解・協力を得て、多様な主体による様々な支援を受けながら、過度な使命感や負担を抱くことなく子育てすることができる体制の強化を図ります。

第2章 施策体系

【基本理念】

～みんなで育てよう わくやっ子～
全てのこども・若者が自分らしくかがやき、幸せに暮らせるまち わくや
安心してこどもを産み、育てることができるまち わくや

【基本的な視点】

視点1
こども・若者の権利の保障と最善の利益

視点2
全てのこども・若者、子育て当事者のウェルビーイングの向上

視点3
こども・若者、子育て当事者の意見の尊重と施策への反映

視点4
ライフステージを通じた切れ目のない包括的な支援

【基本目標】

基本目標1
全てのこども・若者の健やかな育成と自立支援

【基本施策】

1-1 こども・若者の健康の維持・増進

1-2 多様な体験・交流活動の促進

1-3 特色ある学校教育の推進

1-4 こども・若者の居場所づくりと活躍の促進

1-5 若者の就労等支援

1-6 こども・若者の安全・安心の確保

基本目標2
困難を有するこども・若者やその家族の支援

2-1 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

2-2 不登校、ヤングケアラー、ニート、ひきこもり等への支援

2-3 障害のあるこども・若者への支援

2-4 権利擁護といじめ防止、児童虐待防止対策の推進

2-5 こども・若者の自殺対策の推進

基本目標3
誕生前から子育て期にわたる切れ目のない支援

3-1 希望する結婚、妊娠、出産支援

3-2 包括的な相談支援体制の強化

3-3 ひとり親家庭の支援

3-4 経済的支援の充実

基本目標4
地域ぐるみの子育て支援

4-1 多様なニーズに対応した教育・保育の充実

4-2 仕事と子育ての両立支援

4-3 地域子育て支援、家庭教育支援

4-4 子育て情報の発信

第3章 計画の推進

1 推進体制

(1) こども・若者の参画、意見反映

こどもや若者とともに地域社会をつくるという認識の下、施策の推進に当たっては、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明の機会を確保しつつ、その意見の尊重と最善の利益を優先考慮した取組を推進します。

(2) 地域の多様な主体との連携・協働

家庭や地域をはじめ、NPO、ボランティア、民間企業、教育・保育施設の事業者、保健、医療、福祉関係機関等と連携しながら、社会全体でこども・若者及び子育て家庭等への支援を推進していきます。

(3) 庁内連携・情報共有

保健、医療、福祉、教育など、施策に関連する分野と連携を図り、協議ネットワークや総合窓口を設置するなど、包括的な支援に向けた情報共有を行いながら効果的な施策を推進します。

2 進捗管理

(1) 定期的な取組状況の確認、報告

本計画の着実な推進を図るため、計画に掲げる施策・事業の取組状況等について毎年度点検・評価し、「涌谷町子ども・子育て会議」に報告して意見を求めるとともに、本町のホームページにより公表します。

(2) P D C Aによる効果的な取組の推進

施策・事業の取組による成果や課題等を検証し、必要に応じて実施方法を見直すなど、P D C Aサイクルを回しながら、効果的な取組を推進します。

第3部

施策の展開

基本目標1 全てのこども・若者の健やかな成長と自立支援

1-1 こども・若者の健康の維持・増進

【施策が目指す姿】

乳幼児期から青年期にかけて切れ目のない保健・医療を提供し、こども・若者の心身の健やかな成長と慢性疾病・難病を抱えるこども・若者を支えます。

【施策の方向】

(1) 乳幼児健康診査（健診）の実施

医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職により、乳幼児の発育や栄養状態、発達の状況等を確認するとともに、疾病や障害を早期に発見し、必要な治療や支援につなげます。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
産婦・新生児・未熟児訪問	●			●
4か月児・1歳6か月児・3歳児健診の実施	●			●
2歳6か月児歯科健診の実施	●			●
1か月健診・5歳児健診の導入検討	●			●
乳幼児発達相談事業	●			●

(2) 乳幼児期からの望ましい生活習慣・食習慣の形成・定着

こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、様々な機会を通じてこどもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動を推進するとともに、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進します。また、歯科保健を通して、よい生活習慣や食習慣の確立を目指します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
7か月児離乳食相談、1歳2か月児育児相談	●			●
「はやね、はやおき、あさごはん」「ルルブル」の普及啓発	●	●		●
食育推進事業	●	●		●
歯磨き教室、歯科講話の実施	●	●		

(3) 学校保健の充実と性に関する指導の実施

がんや薬物乱用防止、心の健康に関する指導など学習指導要領に基づく保健教育や健康相談、保健指導、健康診断等の学校保健の充実を図ります。また、子どもの発達の段階に応じ、学習指導要領に基づく性に関する指導を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
学校保健計画による保健教育		●		

(4) 安心して受診できる医療体制の確保

国民健康保険病院をはじめ、町内外の医療機関等との連携や機能分担を推進し、地域全体で効率的かつ包括的な医療提供体制を構築します。また、子ども・若者の医療にかかる経済的負担の軽減を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
国民健康保険病院の運営	●	●	●	●
子ども（乳幼児）医療費助成制度	●	●		
母子・父子家庭医療費助成制度の実施	●	●		●

(5) 慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援

治療が長期にわたる慢性疾病や難病を抱える子どもやその家族を支援する各種事業を周知するとともに、病院と相互による情報提供や連携を図りながら、疾病を抱える子どもへの対応や支援する保護者へ寄り添い、関係機関と連携しながら支援を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
小児慢性特定疾病医療費助成事業	●	●		
難病医療費助成制度	●	●	●	

1-2 多様な体験・交流活動の促進

【施策が目指す姿】

子ども・若者が地域の中で多様な体験や交流を通じて、自らの可能性を広げ、社会性や人間性を育み、郷土への愛着を持つことができる活動機会の充実を図ります。

【施策の方向】

(1) 地域における体験・学びの場の充実

子ども・若者が社会性を育み、将来に明るい希望を持って自らの可能性を広げ、地域社会で活躍できるよう、関係団体等との連携・協力により、地域資源を最大限に活用した多様な体験・学び場の充実を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）	●			●
放課後子ども教室		●		
わんぱく塾・公民館講座		●	●	
元気わくやふれあい町づくり事業		●	●	●
歴史文化資源を素材とする取組・事業の促進		●		
文化財や博物館施設等の有効活用	●	●	●	
子ども・若者世代の地域福祉活動への参加促進		●	●	

(2) 多様な交流機会の充実

子ども・若者や子育て家庭が家族以外とのつながりを持ち、地域の大人など多世代と触れ合うことができる場を積極的に創出します。また、地域間・国際交流やスポーツ等を通じた多様な交流機会の充実を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
放課後子ども教室（再掲）・学校支援事業		●		
ふくし・ふれあい・ふえすた wakuya の開催	●	●	●	
日本初の産金の歴史を活かした交流の推進		●	●	
国際友好都市との交流の推進		●	●	
地域クラブ活動・友活事業・大崎青年文化祭		●	●	

(3) スポーツ・文化芸術活動の推進

子ども・若者が将来にわたりスポーツや文化芸術に継続して親しめるよう、地域の実情に応じた環境整備を推進するとともに、誰もが参加できる発表・交流の場を創出することで、豊かな人間性を育み、郷土愛を持って健やかに成長できる環境づくりを推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
スポーツ少年団への加入促進	●			
部活動の地域展開の推進、地域クラブの広域連携	●			
総合型地域スポーツクラブ活動の充実	●	●		
社会体育施設の維持・整備と集約化の検討	●	●	●	
世代を超えた体験・交流事業の開催（スポーツフェスタ、町民文化祭等）	●	●	●	●
芸術文化団体への活動支援	●	●	●	
くがね創庫等を活用した展示・発表機会の提供	●	●		

1-3 特色ある学校教育の推進

【施策が目指す姿】

こどもたちが「生きる力」を身に付け、自らの未来を切り拓く力を育むことができるよう、時代に対応した教育や家庭・地域と連携した教育を推進します。

【施策の方向】

(1) 「生きる力」を育む教育の充実

創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、これからの中の時代に必要な資質・能力の育成に努めます。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
主体的・対話的で深い学びの実践		●		
個別最適な学び・協働的な学びの推進		●		
「志（こころざし）教育*」の推進		●		

(2) 国際理解教育・情報教育の充実

グローバル化や情報化が加速する社会で必要となる資質や能力を養うことができるよう、国際理解教育や情報教育を推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
ALT（外国語指導助手）の派遣		●		
国際友好都市との交流の推進（再掲）		●	●	
イングリッシュキャンプ事業		●		
情報活用能力の育成		●		
情報モラル教育の推進		●		

* 志教育：小・中・高等学校、特別支援学校の全時期を通じて、人や社会と関わる中で、社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育。宮城県が推進している。

(3) 消費者教育・金融教育の実施

消費者の権利と責任について理解を深め、主体的に判断して責任を持って行動できる能力を育むとともに、金融リテラシー*の向上を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
消費者教育の実施		●		
金融教育の実施		●		

(4) 家庭・地域との連携による学校運営の推進

地域に開かれた学校運営を目指し、全小中学校でのコミュニティスクールの導入を進めるなど、家庭・地域・学校が一体となった教育活動を推進し、地域全体でこどもを育む体制を構築します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
コミュニティスクールの充実		●		
学校・家庭・地域連携協力推進事業		●		
涌谷高校と小・中学校との交流・連携		●		

* リテラシー：ある分野に関する知識やそれを活用する能力のこと。

1-4 こども・若者の居場所づくりと活躍の促進

【施策が目指す姿】

こども・若者が地域の中で、自分らしく過ごせる居場所づくりを推進するとともに、こども・若者の意見がまちづくりに反映させる取組を推進します。

【施策の方向】

(1) 放課後の居場所の充実

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な活動を通じて健やかに成長できる環境の充実を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	●			
放課後子ども教室（再掲）	●			
放課後等デイサービス	●			
地域クラブ活動の推進	●	●		

(2) 地域におけるこども・若者の居場所づくり

家庭や学校以外にこどもが安心して過ごし、自分らしくいられる「第三の居場所」の充実を図ります。地域や民間団体等と連携し、こどもの意思を尊重した居場所づくりを進めるとともに、必要に応じて、相談支援や関係機関につなげる体制を整備します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
こども食堂の設置・運営支援	●	●	●	●
わくや子どもの心のケアハウス「コンパス」の運営		●		
若者の居場所づくりの推進		●	●	
社会教育・社会体育施設の活用推進・利用環境整備	●	●	●	

(3) こども・若者の活躍の場の充実

こども・若者が地域社会の担い手として活躍できるよう、地域活動への積極的な参加を促進するとともに、主体的に輝ける場や役割を創出します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
こども・若者世代の地域福祉活動への参加促進（再掲）		●	●	
ジュニアリーダー・インリーダーの育成・活動支援		●	●	
若者が主体として運営する団体等の創設・育成支援		●	●	

(4) こども・若者の意見聴取・反映

こども・若者を権利の主体として尊重し、意見を表明・参画できる機会を確保するため、こどもや若者、子育て当事者の声を直接聴き取り、それらを町の施策へ反映させる取組を推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
町民のつどいの開催（青少年の主張等の意見発表）		●		
小・中学生アンケート調査の実施		●		

1-5 若者の就労等支援

【施策が目指す姿】

若者が将来に明るい希望を持ち、自由で多様な選択とチャレンジをしながら、経済的自立や社会の創り手として活躍することができるために支援します。

【施策の方向】

(1) 社会的・職業的自立に向けた教育・意識啓発の推進

子ども・若者が将来を見通し自立するための資質・能力を養い、個々の価値観に基づき、多様な選択肢の中から自分らしい人生を自立して選択ができるための教育や意識啓発を推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
職業体験の実施		●		
県、商工会、大学等と連携したキャリア教育の推進		●		
ライフデザインに関する各種講座・セミナー等の開催		●	●	
二十歳を祝う会			●	

(2) 若者の就労・起業支援

若者が安定した雇用と収入を確保し、自立して活躍できるよう、自分らしく働くことのできる雇用・就労環境の整備やマッチング、起業に向けた支援等を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
多様な雇用・就労の場の創出			●	
就労相談・マッチング支援			●	
起業に向けた支援			●	

(3) 学び直し・リスクリング支援

若者や女性、離職者等が、自らの能力を最大限に発揮しながら、経済的に自立できるよう、
学び直しやリスクリング*に関する情報提供、経済的支援等を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
高等職業訓練促進給付金制度の実施			●	

* リスクリング：新しい技術やスキルを習得し、業務の効率化やキャリアアップを目指す取組。

1-6 こども・若者の安全・安心の確保

【施策が目指す姿】

こども・若者が地域で安全・安心に暮らせる環境を確保するため、自ら安全を守る力を育み、地域全体で見守る地域づくりを推進します。

【施策の方向】

(1) 安心してインターネットを利用できる環境づくり

こども・若者がSNS等のインターネットを安全・適切に使うことができるよう、情報の取捨選択や適切な発信ができる知識・能力の習得を支援するとともに、インターネットを通じた犯罪被害や有害情報から守るための取組を推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
情報活用能力の育成（再掲）		●		
情報モラル教育の推進（再掲）		●		
フィルタリング・ペアレンタルコントロールの普及		●		●

(2) あらゆる暴力等の防止

こども・若者に対するあらゆる暴力を防止し、被害者、加害者、傍観者にさせないための取組を推進するとともに、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
生命（いのち）の安全教育の推進		●		
性暴力・データDV防止に向けた意識啓発		●		
犯罪被害に関する相談窓口の周知		●	●	●

(3) 防災・防犯・交通安全対策の推進

子ども・若者を災害や犯罪、事故等から守り、安全・安心に暮らすことができるよう、自らの安全は自らが守るための意識の醸成や知識の習得を図るとともに、関係機関・団体等と連携し、地域全体で子ども・若者を見守る取組を推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
防災訓練の実施	●	●	●	●
ハザードマップの作成・周知		●	●	●
青少年相談室事業・コミュニティスクール事業		●		
防犯に対する意識啓発・情報提供	●	●	●	●
交通安全教室の開催	●	●	●	●
交通安全運動	●	●	●	●
災害時要配慮者支援体制整備	●	●	●	●

基本目標2 困難を有するこども・若者やその家族の支援

2-1 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

【施策が目指す姿】

こども・若者の現在と将来が生まれ育った環境によって左右されず、可能性を広げ、夢や希望を持ち、その実現に向けてチャレンジできるための支援を推進します。

【施策の方向】

(1) 教育の支援

全てのこどもが家庭の経済状況にかかわらず能力を伸ばし、夢に挑戦できる意欲と学力を持つことができるよう、教育費の負担軽減や学習環境の確保等により教育機会均等を保障するとともに、教育相談体制の充実を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
義務教育課程の教育費の負担軽減	●			●
就学援助制度の利用促進	●			●
学習支援事業へのつなぎ	●			
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用	●			●

(2) 生活の支援

経済的に困難な状況にあるこどもや家庭が社会的孤立に陥らないよう、地域社会のサポートを受けながら、安全・安心に暮らせる環境を構築し、生活の安定を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
こども食堂の設置・運営支援（再掲）	●	●		●
生活困窮者自立支援事業			●	●
支援対象児童等見守り強化事業	●	●		●
こども用品おゆずり会	●	●		●
フードバンク等へのつなぎ			●	●

(3) 保護者の就労支援

保護者の安定的な職業生活の確保や仕事と子育ての両立支援、個々の状況に寄り添った自立支援や資格取得支援等を行い、経済的自立を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
生活困窮者自立支援事業（再掲）				●
高等職業訓練促進給付金制度の実施（再掲）				●
就労相談・マッチング支援（再掲）				●

(4) 必要な支援の利用につなげるための取組

様々な機会を通じて貧困や孤立の状態にある家庭の状況把握に努め、必要な支援につなげるとともに、プッシュ型の情報提供や相談窓口のワンストップ化、潜在的な支援対象者へのアウトリーチ等を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
養育支援訪問事業	●			●
子育て世帯訪問支援事業	●			●
重層的支援体制整備事業	●	●	●	●
要保護児童対策地域協議会の運用	●	●		●

2-2 不登校、ヤングケアラー、ニート、ひきこもり等への支援

【施策が目指す姿】

子ども・若者が、周囲の大人や地域社会から適切なサポートを受けながら、権利が守られ、孤立することなく、自分らしく暮らしていくことができる地域づくりを推進します。

【施策の方向】

(1) 実態の把握と相談支援体制の充実

社会生活に困難を抱えている子ども・若者を必要な支援につなげるため、様々な機会を通じて、不登校やヤングケアラー、ニート、ひきこもり等の実態把握に努めるとともに、多職種の連携による包括的な相談支援体制の充実を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
実態把握に向けた各種調査の実施		●	●	
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用（再掲）		●		●
重層的支援体制整備事業（再掲）	●	●	●	●
要保護児童対策地域協議会の運用（再掲）	●	●		●

(2) 不登校児童生徒の居場所づくり

不登校傾向にある児童生徒が安心して過ごせる場を確保し、学びを継続できる体制を整えます。また、専門的な知見から個々の状況に寄り添った支援を行うことで、不登校児童生徒の自立と社会参加を後押しします。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
わくや子どもの心のケアハウス「コンパス」の運営（再掲）		●		

(3) ヤングケアラーに対する包括的支援

広報等により社会的認知度を高めつつ、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携するネットワークを強化し、表面化しにくいヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、早期発見及び包括的な支援につなげます。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
こども家庭センターによる相談支援	●			●
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用（再掲）	●			●
重層的支援体制整備事業（再掲）	●	●	●	●
要保護児童対策地域協議会の運用（再掲）	●	●		●
子育て世帯訪問支援事業（再掲）	●	●		●

(4) ニート、ひきこもり等の自立支援と社会参加の促進

ニートやひきこもり状態にある若者に対し、福祉、教育、労働等の関係機関が連携しながら、専門的な相談や就労支援を通じて個々の状況に寄り添い、社会的孤立を防ぎ、円滑に社会復帰と自立ができるよう後押しします。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
重層的支援体制整備事業（再掲）	●	●	●	●
生活困窮者自立支援事業（再掲）			●	●
相談支援機関・窓口等の周知・情報提供			●	●

2-3 障害のあるこども・若者への支援

【施策が目指す姿】

障害があっても一人ひとりの特性や家族の状況に寄り添った切れ目のない支援により、誰もが自分らしく幸せに成長できる共生社会に向けた取組を推進します。

【施策の方向】

(1) 障害に対する理解の促進と共生社会の実現

様々な機会を通じて障害に対する理解を深めつつ、障害を理由とする差別や社会的障壁を解消し、互いを認め合い支え合う地域づくりを推進するとともに、誰もが尊厳を持って暮らせる共生社会の実現を目指します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
福祉教育・啓発活動の推進		●	●	●
多様な交流機会の拡充	●	●	●	●
インクルーシブ教育の推進	●	●		

(2) 個性と能力を伸ばし、自分らしく生きるための支援の充実

障害の早期発見、療育を推進するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育やインクルーシブ教育*を推進します。また、障害特性に応じた日中活動の場や就労支援等を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
障害の早期発見、療育の推進	●			●
障害児保育・教育の充実	●	●		●
個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用		●		
地域活動支援センター事業			●	
就労移行支援、就労継続支援の充実			●	
放課後等デイサービス（再掲）		●		●

* インクルーシブ教育：障害のある人と障害のない人が共に学ぶ教育のこと。

(3) 多様なニーズに応じたきめ細かな支援の充実

障害があっても自分らしく安心して暮らし続けられるよう、障害特性や生活環境などの一人ひとりの課題に寄り添い、ニーズに応じた相談支援と多様な主体によるサービス提供体制の充実を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
障害者（児）福祉サービスの充実	●	●	●	●
地域生活支援事業の推進		●	●	
関係団体、ボランティア等の活動支援	●	●	●	●

(4) 相談支援体制の充実

基幹相談支援センターを核に関係機関が連携するネットワークを強化し、本人や家族に寄り添った地域での切れ目ない相談支援を推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
基幹相談支援センターの運営	●	●	●	●
相談支援事業	●	●	●	●

(5) 医療的ケア児の支援の充実

医療的ケア児等コーディネーターの配置や保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場の設置を推進し、専門的な相談支援体制を強化します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
医療的ケア児等コーディネーターの配置	●	●		●
医療的ケア児に対する協議の場の設置	●	●		●

2-4 権利擁護といじめ防止、児童虐待防止対策の推進

【施策が目指す姿】

こども・若者の権利が守られ、誰もが尊厳を持って暮らし、いじめや虐待を許さない安全・安心な地域社会づくりを推進します。

【施策の方向】

(1) 福祉教育・人権教育の推進

道徳の時間や総合的な学習の時間を活用し、個々の違いを認め合い、互いの人権を尊重する心を育むとともに、こども・若者が権利の主体であることへの理解を深める教育を推進します。また、情報モラル教育により、SNS等における権利侵害について学ぶ機会を設けます。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
道徳の時間や総合的な学習の時間を活用した福祉教育・人権教育の実施	●			
こども・若者の権利に関する普及啓発	●	●	●	●
情報モラル教育の推進（再掲）	●			

(2) いじめ防止対策の強化

いじめを許さない意識の醸成といじめに向かわせない学級・学校づくりを推進します。また、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、いじめ事案の重大性及び緊急性、被害児童等及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、関係機関等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用（再掲）	●			●
いじめ問題対策連絡協議会等の設置	●			

(3) 児童虐待防止対策の強化

子育てに困難を抱える世帯への包括的な支援により、児童虐待の未然防止を図るとともに、こども家庭センターを核に、関係機関・団体による地域ネットワークと連携して児童虐待の早期把握に努め、子どもの最善の利益に基づく適切かつ迅速な対応を講じます。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
予期せぬ妊娠等に悩む若年妊娠婦等への支援			●	●
産後ケア事業	●			●
子育て世帯訪問支援事業	●	●		●
子育て短期支援事業	●	●		●
親子関係の再構築支援		●		●
虐待防止等対策連絡協議会との連携	●	●		●
要保護児童対策地域協議会の運用（再掲）	●	●		●

2-5 こども・若者の自殺対策の推進

【施策が目指す姿】

誰一人自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、困難に直面した際に自ら助けを求める力を育み、そのサインを受け止め、包括的に支援する体制を整えます。

【施策の方向】

(1) 自殺予防の推進

こころの健康づくりを推進するとともに、悩みや困難を抱えるこども・若者の早期発見に努めつつ、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と連携した包括的な支援を推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
こころの健康づくりの推進		●	●	●
1人1台端末を活用した心の健康観察の実施		●		
わくや子どもの心のケアハウス「コンパス」の運営（再掲）		●		
重層的支援体制整備事業（再掲）	●	●	●	●

(2) 自殺に対する理解や正しい知識の普及啓発

自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、命や暮らしの危機に陥った場合に、誰かに助けを求めることが大切であるということが社会全体の共通認識になるように、自殺対策に関する取組の普及啓発を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
SOSの出し方に関する教育の実施		●		●
自殺予防週間及び自殺対策強化月間		●	●	●
ゲートキーパー養成講座の実施		●	●	●

(3) 地域におけるネットワークの強化

「生きることの包括的な支援」を実施するため、町内の関係団体や社会福祉団体等がそれぞれ果たすべき役割を明確化・共有化した上で、相互に連携・協力し、自殺対策はもちろん地域全体を見守る仕組みを構築し、ネットワークを強化します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
「わくやSOSネットワーク」の強化	●	●	●	●

(4) 相談窓口の周知

子ども・若者からの悩みや相談を広く受け止めることができるよう、国・県や民間団体等が設置する相談窓口の周知を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
相談窓口の周知		●	●	●

基本目標3 誕生前から子育て期にわたる切れ目のない支援

3-1 希望する結婚、妊娠、出産支援

【施策が目指す姿】

1人ひとりのライフデザインに応じ、希望する結婚・妊娠を後押しするとともに、安心してこどもを産み育てることができるための支援を推進します。

【施策の方向】

(1) 希望する結婚の実現に向けた支援

希望する結婚の実現を支援するため、ライフデザイン形成に向けた情報提供や出会いの場の創出、結婚及び新婚生活にかかる経済的負担の軽減を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
ライフデザインに関する各種講座・セミナー等の開催（再掲）	●	●		
出会いの場創出事業			●	
結婚新生活応援補助金			●	

(2) プレコンセプションケア*の推進

性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアの取組を推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
妊娠や不妊症・不育症、出生前検査等に関する正しい理解促進	●		●	
予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等	●		●	
学校保健計画による保健教育（再掲）		●		

* プレコンセプションケア：性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う取組。

(3) 妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減

経済的理由で希望する妊娠・出産を諦めることのないよう、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
不妊検査・不妊治療費助成事業	●		●	
妊婦のための支援給付	●			●
妊婦健診費の助成	●			●
低所得妊婦に対する初回産科受診料助成	●			●

3-2 包括的な相談支援体制の強化

【施策が目指す姿】

妊娠期から子育て期にわたり、関係機関や専門職が密に連携し、一人ひとりに寄り添つた切れ目のない包括的な相談支援を提供します。

【施策の方向】

(1) 産前産後における相談支援の充実

こども家庭センターを核とし、妊婦が安心して出産・育児に臨むことができる環境を整えるとともに、伴走型の相談支援を行い、産前産後における心身の負担軽減や孤立防止を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
母子健康手帳交付時の状況把握及び支援へのつなぎ（サポートプラン）	●			●
妊婦健康診査・産婦健康診査	●			●
妊婦等包括相談支援事業	●			●
産婦・新生児・未熟児訪問（再掲）	●			●
養育支援訪問事業（再掲）	●			●
産後ケア事業	●			●
子育て世帯訪問支援事業（再掲）	●	●		●
こども家庭センターの運営（再掲）	●	●		●
こんにちは赤ちゃん事業（涌谷町社会福祉協議会）	●			●

(2) こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発

保護者が子どもの成長を正しく理解することで、育児に対する不安を解消し、子どもの健やかな成長を支えることができるよう、保健師等の専門職による相談指導を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
産婦・新生児・未熟児訪問（再掲）	●			●
4か月児・1歳6か月児・3歳児健診の実施（再掲）	●			●
7か月児離乳食相談、1歳2か月児育児相談（再掲）	●			●
乳幼児発達相談事業	●			●
養育支援訪問事業（再掲）	●			●

(3) 子育て期における相談支援の充実

様々な機会を通じて子育て家庭の状況把握に努めつつ、子どもと保護者の孤立防止や経済的支援、多様なニーズに対し必要な支援につなげるなど、不安や悩みに寄り添った支援を開します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
こども家庭センターの運営（再掲）	●	●		●
乳幼児発達相談事業（再掲）	●			●
地域子育て支援拠点事業	●	●		●
利用者支援事業	●	●		●

3-3 ひとり親家庭の支援

【施策が目指す姿】

ひとり親家庭が育児や仕事の両立に伴う困難や孤立を解消し、経済的な自立と生活の安定を実現するための支援を推進します。

【施策の方向】

(1) ひとり親に対する相談支援の充実

ひとり親が抱える育児・生活・就業の多重な課題に対し、個別のニーズに寄り添い、孤立することなく、自立を支える相談支援の充実を図ります。また、県が実施するひとり親家庭に対する支援についての情報提供を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
こども家庭センターの運営（再掲）	●	●		●
ひとり親家庭支援員（県）の活用				●
「ひとり親家庭支援ほっとブック」（県）の周知				●

(2) ひとり親家庭に対する生活支援・就労支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を支援するため、子育て家庭に対する生活支援サービスの利用促進を図ります。また、県事業と連携した就労支援を行い、育児と仕事の両立を包括的に支援します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
わくや地域子育て応援団（ファミリー・サポート・センター事業）	●	●		●
ひとり親家庭等日常生活支援事業の検討				●
県が実施するひとり親家庭に対する生活・就労支援の周知				●
支援対象児童等見守り強化事業（再掲）	●	●		●

(3) ひとり親家庭への経済的支援

児童扶養手当を支給するとともに、ひとり親家庭に対する経済的支援に関する各種制度を周知し、利用を促進することで、ひとり親家庭が安心して暮らせる経済基盤の確保を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
児童扶養手当の支給	●	●		●
母子父子家庭等医療費助成	●	●		●
県が実施するひとり親家庭に対する経済的支援の周知				●

3-4 経済的支援の充実

【施策が目指す姿】

妊娠・出産や子育てにかかる経済的負担を軽減し、子どもが健やかに成長し、安心して子どもを産み育てることができるための経済的支援の充実を図ります。

【施策の方向】

(1) 妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減 (再掲3-1(3))

経済的理由で希望する妊娠・出産を諦めることのないよう、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
不妊検査・不妊治療費助成事業（再掲）	●		●	
妊婦のための支援給付（再掲）	●			●
妊婦健診費の助成（再掲）	●			●
低所得妊婦に対する初回産科受診料助成（再掲）	●			●

(2) 教育等に係る経済的負担の軽減

子ども・若者が家庭の経済状況等に左右されず、教育機会を確保できるよう、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
幼児教育・保育の無償化	●			●
実費徴収に係る補足給付を行う事業	●			●
義務教育課程の教育費の負担軽減（再掲）		●		●
学校給食の無償化		●		●
就学援助制度の利用促進（再掲）		●		●
遺児等サポート奨学金		●		●
特別支援教育就学奨励費		●		●
国・県の高等教育就学支援・奨学金にかかる制度の周知			●	●

(3) ひとり親に対する経済的支援 (再掲 (3-3(3)))

児童扶養手当を支給するとともに、ひとり親家庭に対する経済的支援に関する各種制度を周知し、利用を促進することで、ひとり親家庭が安心して暮らせる経済基盤の確保を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
児童扶養手当の支給（再掲）	●	●		●
母子父子家庭等医療費助成（再掲）	●	●		●
県が実施するひとり親家庭に対する経済的支援の周知（再掲）				●

基本目標4 地域ぐるみの子育て支援

4-1 多様なニーズに対応した教育・保育の充実

【施策が目指す姿】

子育て家庭の就労状況や子どもの特性等の多様なニーズにきめ細かく対応し、一人ひとりの子どもの成長を支える質の高い教育・保育を提供する体制を整えます。

【施策の方向】

(1) 幼児期の教育・保育の充実

子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、幼児教育・保育施設において、幼稚園教諭や保育士の資質・能力の向上を図りつつ、安全で質の高い教育・保育を提供していくための体制を整えます。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
施設型給付の充実	●			●
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	●			●
職員の合同研修の実施	●			
障害児保育・教育の充実（再掲）	●	●		

(2) ニーズに応じた保育サービスの充実

共働き世帯の増加や多様な働き方に対応し、子育て家庭に寄り添った多様な保育サービスの充実を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
利用者支援事業	●			●
一時預かり事業（幼稚園型・一般型）	●			●
延長保育事業	●			●
病児・病後児保育事業	●			●
乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）（再掲）	●			●
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）（再掲）		●		●

(3) 教育・保育を担う人材の確保

幼稚園及び保育所の安定的で質の高い運営を続けるため、保育士・幼稚園教諭等の待遇改善や業務負担の軽減を図るとともに、関係機関と連携し、人材の確保に努めます。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
保育士・幼稚園教諭等の待遇改善	●			
ICT化等による業務負担の軽減	●			
潜在保育士の就職支援	●			

(4) 就園・就学に向けた相談支援体制の充実

保護者の不安を解消し、一人ひとりの成長に合わせた適切な学びや支援を提供できるよう、教育・保育施設の利用等に関する情報提供や助言、就学に当たっての教育に関する相談を行います。また、小学校への円滑な接続に向けた小学校との連携を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
利用者支援事業（再掲）	●			●
就学相談（教育相談）	●	●		●
幼児教育・保育施設と小学校の連携	●	●		

4-2 仕事と子育ての両立支援

【施策が目指す姿】

保護者が孤立や過度な負担を感じず、安心して働きながら子育てできるよう、就労環境の整備や保育サービスの充実、家庭における男女共同参画の推進に取り組みます。

【施策の方向】

(1) 多様な働き方ができる就労環境の整備促進

多様な働き方ができ、仕事と子育ての両立を支援する就労環境の整備に向けた啓発を行うとともに、子育てしながら働くことができる仕事についての情報提供を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
子育てしながら働きやすい就労環境に向けた啓発				●
育児休業制度や介護休業制度などの周知と活用				●
短時間勤務制度の導入促進				●
ハローワークと連携した職業紹介事業の充実				●

(2) ニーズに応じた保育サービスの充実（再掲3-1(3)）

共働き世帯の増加や多様な働き方に対応し、子育て家庭に寄り添った多様な保育サービスの充実を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
利用者支援事業（再掲）	●			●
一時預かり事業（幼稚園型・一般型）（再掲）	●			●
延長保育事業（再掲）	●			●
病児・病後児保育事業（再掲）	●			●
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）（再掲）		●		●

(3) 家庭における男女共同参画の推進

父親の家事・育児も含め、夫婦や家族が協力して子育てを行うなど、家庭における男女共同参画を推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
互いに支え合う家庭生活に関する意識啓発		●	●	●

4-3 地域子育て支援、家庭教育支援

【施策が目指す姿】

子育て家庭が孤立することなく地域社会とつながり、安心して子育てができるよう、多様な主体により支え合う地域づくり支援を推進します。

【施策の方向】

(1) 多様な主体による子育て支援の促進

地域全体で子どもを育て、子育て家庭を支援するため、事業所や関係団体、地域住民等の多様な主体による子育て支援活動を促進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
わくや地域子育て応援団（ファミリー・サポート・センター事業）（再掲）	●	●		●
子育て支援ワーキンググループの育成				●
子育てボランティアの活動支援				●

(2) 子育て家庭同士の交流の場の充実

子育て家庭が地域の中で孤立することなく、子育ての負担感や不安の軽減を図るために、保護者同士が交流したり、親子が安心して過ごせる場の充実を図ります。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
地域子育て支援拠点事業	●	●		●
子育て支援サークル活動の活性化				●

(3) 家庭教育支援の充実

保護者が家庭において子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うことができるよう、家庭教育に関する学習機会の提供や相談支援を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
幼稚園・保育所等での学習機会の提供				●
家庭教育を推進する人材の確保・育成、研修の実施			●	●

4-4 子育て情報の発信

【施策が目指す姿】

必要な支援やサービスに関する情報が必要な人に届き、支援や利用につながるよう、多様な媒体や様々な機会を活用した効果的な情報発信を行います。

【施策の方向】

(1) 多様な媒体を通じた子育て情報の発信

子ども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、SNSをはじめ、多様な媒体を通じて効果的に分かりやすく伝える情報発信を行います。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
子育て支援ガイドブックの改訂・発行				●
ホームページや広報紙による情報発信				●
SNSやスマートフォンアプリを活用したプッシュ型発信				●

(2) 関係団体等との連携による情報提供

関係団体等と連携し、活動を通じて必要な人に効果的に情報を提供することができるよう連携した取組を推進します。

■主な取組・事業

取組・事業名	ライフステージ			
	誕生前から幼児期	学童期・思春期	青年期	子育て当事者
子育て支援サークル、子育てボランティアとの連携				●

第4部

量の見込みと確保方策

第1章 教育・保育事業

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地域的条件や交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定することとされています。

涌谷町では、教育・保育提供区域を1区域に定めます。

分類	事業名	提供区域
教育・保育	教育・保育施設 地域型保育事業	
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業 ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児・病後児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ⑭子どもを守る地域ネットワーク強化事業 ⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ⑯産後ケア事業 ⑰子育て世帯訪問支援事業 ⑱児童育成支援拠点事業 ⑲親子関係形成支援事業	町内全域

2 認定区分の設定

教育・保育給付認定には3つの認定区分があり、この区分に応じて、利用できる施設等が決まります。幼児期の学校教育・保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所の現在の利用状況及び利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

区分	対象		該当する施設	町内の該当施設
1号 認定	3～5歳	専業主婦（夫）等家庭	幼稚園または 認定こども園	幼稚園 さくらんぼこども園幼稚園部 認定こども園子どもの丘
新2号 認定	3～5歳	共働き等で幼稚園等 を利用する家庭	幼稚園または 認定こども園 他	幼稚園（預かり保育含む） さくらんぼこども園幼稚園部 認定こども園子どもの丘
2号 認定		共働き等で保育所等 を利用する家庭	保育所または 認定こども園	涌谷保育園 涌谷修紅幼稚舎 認定こども園子どもの丘
3号 認定	0～2歳	共働き家庭等	保育所または 認定こども園または 地域型保育事業所	涌谷保育園 涌谷修紅幼稚舎 さくらんぼこども園保育所部 認定こども園子どもの丘

3 施設型給付

出生数の減少が見込まれることから、就労希望の増による保育所、預かり保育のニーズの増加、育児休業制度の普及を勘案しても、全体としては、量の見込みが減少していくと推計しています。一方で、教育・保育事業を支える幼稚園教諭、保育士の不足が懸念される状況が続いています。安定した運営を続けるため、保育士等の処遇改善を図るとともに、魅力ある教育・保育施設を目指し、体制を整えていきます。

(1) 1号認定

3～5歳児の家庭で、幼稚園等を希望する認定区分です。

教育標準時間認定で、さくらんぼこども園幼稚園部、認定こども園こどもの丘幼稚園部等が該当施設となります。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	29	22	18	15	14
確保方策 ②	35	30	28	25	25
過不足 ②-①	6	8	10	10	11

(2) 新2号認定

教育標準時間認定の3～5歳児で、保育が必要で預かり保育等を利用するための認定区分です。

教育標準時間認定とは別に施設等利用給付認定を受ける必要があります。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	87	75	76	69	70
確保方策 ②	105	105	105	105	105
過不足 ②-①	18	30	29	36	35

(3) 2号認定

共働き等家庭の3～5歳児で、保育の必要性がある認定区分です。

保育所（さくらんぼこども園保育所部含む）・認定こども園こどもの丘保育所部等が該当施設となります。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	41	37	40	38	41
確保方策 ②	75	75	75	75	75
過不足 ②-①	34	38	35	37	34

(4) 3号認定

共働き家庭等の0～2歳児で、保育の必要性がある認定区分で、年齢ごとに定めます。

保育所（さくらんぼこども園保育所部含む）、認定こども園こどもの丘保育所部、小規模保育所（地域型保育施設）等が該当施設となります。

▼量の見込みと確保の方策

■0歳

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	13	13	12	12	12
確保方策 ②	20	20	20	20	20
過不足 ②-①	7	7	8	8	8

■1歳

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	43	38	37	35	34
確保方策 ②	48	48	48	48	48
過不足 ②-①	5	10	11	13	14

■2歳

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	35	46	41	40	37
確保方策 ②	58	58	58	58	58
過不足 ②-①	23	12	17	18	21

(5) 0～2歳児の保育利用率

0～2歳児の各年度の推計児童人口に占める利用定員の割合（保育利用率）を算出しています。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策 ①	126	126	126	126	126
0歳	20	20	20	20	20
1歳	48	48	48	48	48
2歳	58	58	58	58	58
推計児童数 ②	139	138	124	115	101
保育利用率 ①÷②	90.6%	91.3%	101.6%	109.6%	124.8%

(6) 待機児童数の推移

平成30年以降、待機児童は発生していません。

4 地域型保育給付

地域型保育は、市町村による認可事業です。0～2歳児を対象とした定員19人以下の施設で、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育、事業所内保育が該当事業となります。

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

国は、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる「認定こども園」の設置を推進しています。本町では、町立さくらんぼこども園を運営するほか、幼保連携型認定こども園が1園設置されています。

乳幼児期の発達が連続性を有することや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、引き続き、教育・保育のニーズを踏まえつつ、保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、必要な支援をしていきます。

また、幼稚園教諭・保育士がお互いの理解を深め資質の向上を図れるよう、研修機会の充実を図るとともに、教育・保育施設と小学校・中学校が情報共有を行う場を通じて、発達状況に応じた連続性のあるきめ細かな対応を図り、こどもが幼児期から学齢期へ円滑に移行できるよう、支援していきます。

さらに、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ体制や乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間の連携体制を整備し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援していきます。

第2章 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て新制度において19の事業が定められています。それぞれのニーズ量の見込みと確保対策を立てて、事業の実施や加減について検討しています。

(1) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報収集を行うとともに、こどもや保護者からの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：か所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策 ②	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

「基本型」

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他子育て支援の情報提供を行う。必要に応じ相談、助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整を実施する。

「こども家庭センター型」

母子保健と児童福祉が連携して、全ての妊娠婦及びこどもとその家庭を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な悩み等に円滑に対応するため、専門的な見地から保健師等が相談支援を実施する。

■確保の方策

子育て支援課・健康課において利用者支援事業「こども家庭センター型」を、町立さくらんぼこども園で「基本型」を実施しています。

そのほか、涌谷町教育総務課・健康課・福祉課・子育て支援センター等において、町の事業の利用相談に応じています。今後も引き続き情報提供や相談支援を継続することとします。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：組/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,188	1,015	842	693	594
確保方策 ②	1,188	1,015	842	693	594
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

■確保の方策

子どもの丘子育て支援センター、町立さくらんぼこども園なかよしルーム、涌谷保育園子育て支援センターの町内3か所で事業を実施しています。

現在は平日のみの開催で、フルタイム就労家庭の参加が難しい状況であり、今後は土日開催等の検討も必要です。3歳以上児の多数は何らかの施設サービスを受けており、子育ての孤立が懸念される0～2歳児の保護者への関わりが必要です。

今後も事業を継続しながら、町内で同様の事業に取り組んでいる他団体と連携を図ります。

(3) 妊婦健康診査

妊娠届の提出時に母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査の受診票を配布し、14回分の妊婦健診（基本診察、貧血検査、尿検査等）の費用を助成する事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	41	38	36	34	32
確保方策 ②	41	38	36	34	32
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

■確保の方策

母子健康手帳交付の際に、保健師から妊婦健診の重要性を説明し、今後も受診を促進していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師や看護師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。また、産後の健康相談や育児相談等も行います。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	44	41	38	36	34
確保方策 ②	44	41	38	36	34
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

■確保の方策

健康課で実施しており、産後様々な悩みを抱えている親を早期発見する、実績のある事業です。問題・課題のある家庭が孤立しないよう支援していくきっかけとなる大切な事業と捉えており、福祉課とも情報を共有しながら、事業を継続していきます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：件/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	51	45	42	39	37
確保方策 ②	51	45	42	39	37
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

■確保の方策

母子健康手帳交付時や乳児家庭全戸訪問事業等で見つかった養育支援が必要な家庭に対し、保健師や支援員が訪問・助言等で関わることで、精神的な負担を軽減し適切な養育の実施が確保できるよう努めています。児童虐待予防の観点からも重要な事業であり、人材の確保に努め、今後も事業を継続していきます。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。事業には、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	5	5	5	4	4
確保方策 ②	5	5	5	4	4
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

■確保の方策

令和4年から近隣の里親家庭と契約し、実施しています。

ショートステイ事業については、保育士や里親等が必要ですが、確保が困難な状況です。

トワイライトステイ事業については、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等との連携による対応を検討していきます。

今後は、家庭の状況に応じて、県北部児童相談所やみやぎ里親支援センターけやき等と連携を図り、養育困難な家庭に支援を実施する体制を継続していきます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

安心して子育てができる環境づくりと児童福祉の向上を目的に、利用会員と協力会員がそれぞれ会員登録し、お互いに信頼関係を築きながら、こどもを預けたり、こどもを預かったり地域で子育てを支え合う相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：件/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	714	669	630	580	499
確保方策 ②	714	669	630	580	499
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

■確保の方策

養育環境の社会的な変化に伴い、家庭や親戚のみならず、地域で子育てをサポートしていく必要があると考え、平成31年度から「わくや地域子育て応援団」として本格的に事業を実施しています。今後も継続していくと同時に、町民の力による事業運営ができるよう働きかけていきます。

(8) - 1 一時預かり事業（幼稚園型）

主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後または長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護する事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	25,402	21,898	22,190	20,146	20,438
確保方策 ②	26,250	26,250	26,250	26,250	26,250
過不足 ②-①	848	4,352	4,060	6,104	5,812

■確保の方策

保護者が一時的に保育ができない場合や就労等のために保育ができない場合において利用できるよう事業を開始しました。ニーズが高まり利用者が増加しているため、児童は減少傾向にありますが今後も現在の受入れ体制を確保しながら、継続し普及を図っていきます。

(8) - 2 一時預かり事業（一般型）

主として保育所・幼稚園等に在籍していない乳幼児を家庭で保育することが一時的に困難となった場合に、保育所やその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。主として昼間に実施するものです。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	131	112	105	90	85
確保方策 ②	250	250	250	250	250
過不足 ②-①	119	138	145	160	165

■確保の方策

令和2年度から民間保育施設において事業を開始しています。

出生者数や未就園児の減少が見込まれますが、保護者支援の目的で事業を継続していきます。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外に保育園や認定こども園で保育を実施する事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	1,391	1,265	1,196	1,083	1,049
確保方策 ②	1,495	1,328	1,230	1,139	1,066
過不足 ②-①	104	63	34	56	17

■確保の方策

町立さくらんぼこども園、涌谷保育園、涌谷修紅幼稚舎、認定こども園こどもの丘の4保育所で、18時から18時30分までの30分間の延長保育を実施しており、上表は利用を希望している人数の見込みです。

保育士の確保等の運営体制整備が必要ではありますが、女性の就労率の向上や保育ニーズの高まりを考慮し、19時までの保育も検討していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

保護者の就労等で子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等で病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応及び病気の児童の自宅に訪問する事業です。

病児・病後児を病院・保育所等の専用スペース等で一時的に保育する「病児対応型・病後児対応型」、保育中の体調不良児に対し緊急的に対応する「体調不良児対応型」、看護師等が病児・病後児の自宅で一時的に保育する「非施設型（訪問型）」に分けられます。

現在、町内には病児対応型・病後児対応型の実施可能な施設が無いことから、事業の実施に当たっては整備が必要です。また、体調不良児対応型・非施設型（訪問型）は、事業に従事する人材の確保が必要なことから、実施に当たっては十分な検討と準備を行います。

(11) – 1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性・社会性・創造性の向上、基本的な生活習慣の確立と健全な育成を図る事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	204	199	185	182	164
1年生	44	41	33	40	27
2年生	48	45	42	35	41
3年生	40	48	46	43	35
4年生	31	28	32	31	29
5年生	30	25	22	24	22
6年生	11	12	10	9	10
確保方策 ②	225	225	225	225	225
過不足 ②-①	21	26	40	43	61

■確保の方策

令和2年度から、旧八雲学童クラブ・旧涌一小学童クラブを統合しわくわくスマイル児童クラブが開所しています。他2クラブ（杉の子児童クラブ・小里笠岳児童クラブ）で定員超過した場合は、わくわくスマイル児童クラブを活用することで、全児童クラブで6年生までの保育を実施します。

(11) – 2 放課後こども教室

放課後や長期休業中に小学校の余裕教室を活用して、こどもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を実施することにより、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれることの環境づくりを目指しています。町内全小学校で実施しており、主な活動内容は、運営スタッフが企画した遊びや体験活動や、宿題の見守り、自由遊び、図書室でのスタッフ補助を行っています。

今後は施設の整備を進めるとともに、全小学校での一体型の実施を進めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等から、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：件/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	24	24	24	24	24
確保方策 ②	24	24	24	24	24
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

■確保の方策

生活保護等低所得世帯を対象に、教材費・行事費等について助成しており、今後も事業を継続し、対象となる世帯の児童への支援を図ります。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を構築し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

本町においては、令和2年度は、子どもの丘保育所の開所支援、令和4年度は幼保連携型認定こども園子どもの丘の開所に向け支援を行いました。

民間事業者の採算性を確保し、安定的な運営が維持できるよう過剰な供給を避ける必要があります。

今後も少子化が見込まれるため、需要と供給のバランスを見ながら慎重に検討をしていきます。

(14) 子どもを守るための地域ネットワーク支援事業

市町村が児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的として設置する「要保護児童対策地域協議会（要対協）」の機能強化のため、調整機関職員や構成する関係機関の専門性強化と、連携強化を図る事業です。

■確保の方策

個別のケースに対応する検討会議を開催し、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に努めるとともに、代表者による連絡会議、担当者を対象とする研修等を適宜開催し、連携と専門性の強化を図ります。

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等において、0歳6か月から満3歳未満の未就園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	23	20	15	12	10
0歳	11	11	10	9	9
1歳	8	5	3	2	1
2歳	4	4	2	1	0
確保方策 ②	0	20	15	12	10
過不足 ②-①	23	0	0	0	0

■確保の方策

全ての子どもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化して、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるよう事業の普及を図ります。

(16) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

▼量の見込みと確保の方策

単位：人日/年

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	20	20	18	18	15
確保方策 ②	20	20	18	18	15
過不足 ②-①	0	0	0	0	0

■確保の方策

令和3年度から事業を開始しています。出生数は減少していますが、産後にケアやサポートを必要とする産婦は少なくありません。ニーズの状況を把握しながら、産後も安心して育児できるよう、サポート体制を確保し、継続していきます。

(17) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

本町においては、当面、養育支援訪問事業において対応していく予定ですが、対象となる子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等の実態把握に努めつつ、必要に応じて実施に向けた提供体制の検討を行います。

(18) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

本町においては、計画期間において実施予定はありませんが、対象となる児童の実態把握に努めつつ、必要に応じて実施に向けた提供体制の検討を行います。

(19) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

本町においては、計画期間において実施予定はありませんが、対象となる保護者及びその児童の実態把握に努めつつ、必要に応じて実施に向けた提供体制の検討を行います。

第3章 放課後児童対策パッケージ

全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、児童の放課後の居場所の質・量両面での充足を支援し、「こどもまんなか」な放課後の実現を推進し、子どものウェルビーイングの向上及び仕事と子育ての両立支援の推進を図ります。

1 放課後児童の受け皿の確保

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の整備

わくわくスマイル児童クラブ（旧八雲学童クラブ・旧涌一小学童クラブを統合）、杉の子児童クラブ、小里笠岳児童クラブの3か所で実施しています。杉の子児童クラブ、小里笠岳児童クラブで定員超過した場合は、わくわくスマイル児童クラブを活用することで、全児童クラブで6年生までの保育を実施します。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	204	199	185	182	164
確保方策	225	225	225	225	225

(2) 放課後子ども教室の実施計画

放課後や長期休業中に小学校の余裕教室を活用して、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を実施することにより、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれることの環境づくりを目指し、町内全校で実施しています。

単位：校、回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施校	3	3	3	3	3
開催回数	31	30	30	30	30

(3) 放課後児童対策を担う人材の確保

放課後児童支援員等の人材確保と定着に向けて、勤務環境や待遇の改善に努めるとともに、町内外に向けた人材募集の強化や子育て経験者、地域人材、シニア世代など多様な人材が参画しやすい体制づくりを進めるよう、実施事業者と連携を図っていきます。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後児童クラブ支援員	24	32	32	32	32

2 放課後児童対策の推進

(1) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の実施

放課後児童クラブと放課後子ども教室については、子どもの多様な学びや体験の機会を確保するとともに、保護者の就労状況にかかわらず安心して過ごせる放課後の環境づくりを進めるため、今後は、一体型での実施を基本的な方向性とします。

学校施設等を活用し、教育委員会と子育て支援課が連携しながら、見守りと体験活動を一体的に提供することで、子どもの社会性や主体性を育むとともに、地域人材の参画を促進し、質の高い放課後の居場所づくりを推進します。

(2) 放課後児童対策に従事する職員等の質の向上

放課後児童対策に従事する職員等の質の向上を図るため、放課後児童支援員認定資格研修の修了促進や発達段階や特性に応じた支援、事故防止、虐待防止等をテーマとした継続的な研修機会を確保します。また、日常的な情報共有や支援事例の振り返りを通じて支援力の向上を図るとともに、学校や関係機関との連携を強化し、職員が安心して専門性を発揮できる体制づくりを進めます。

(3) 安全・安心の確保に向けた取組の推進

放課後児童対策における安全・安心の確保を最優先課題とし、施設や設備の定期点検、避難訓練や危機管理研修の実施など、事故や災害への備えを強化します。また、登退所管理や保護者との連絡を確実に実施するとともに、子どもの健康状態や心身の変化に配慮した見守り、トラブルの未然防止と早期対応に努め、子どもが安心して過ごせる放課後の環境づくりを推進します。

(4) 子どもの意見の尊重・反映

子ども一人ひとりの意見を尊重し、環境づくりや活動に反映させるため、遊びや活動内容、過ごし方に関する意見を聴取する機会を確保し、運営の改善に反映します。また、年齢や発達段階に応じて意見表明できるよう、職員の理解促進を図るとともに、子どもが安心して意見を伝えられる関係づくりを進めます。